

参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和三十九年二月二十五日(火曜日)

午前十時四十二分開会

委員の異動

二月二十五日

補欠選任

武寿君

鬼木 勝利君

出席者は左のとおり。

理事

委員長

西郷吉之助君

西田 信一君

松本 賢一君

市川 房枝君

委員

井川 伊平君

石谷 憲男君

沢田 一精君

館 哲二君

松野 孝一君

鈴木 壽君

千葉千代世君

林 虎雄君

鬼木 勝利君

辻 武寿君

国務大臣

自治大臣

早川 崇君

政府委員

警察庁長官

江口 俊男君

警察庁保安局長

大津 英男君

自治大臣官

房参事官

宮沢 弘君

自治省税務局長

細郷 道一君

事務局側

常任委員

会専門員

鈴木 武君

説明員

自治省財政

局財政課長

岡田 純夫君

参考人

六都府県公安

委員会連絡協議

会代表東京都公

安委員長

堀切善次郎君

毎日新聞

論説委員

五島 貞次君

東京都喫茶業

環境衛生同業

組合理事長

齋藤 彌夫君

中央青少年問

題協議会委員

増谷達之輔君

青少年問題研

究会理事長

東京都婦人相談

員婦相会会長

中村 聖子君

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法

律案(内閣提出、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査(昭和

三十九年度地方財政計画に関する

件)

○風俗営業等取締法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

び三十九年度地方財政計画の説明を聴

取し、午後は一時から、風俗営業等取

締法一部改正案について参考人から意

見を聴取、並びに質疑を行なう予定で

ございます。

初めに、地方税法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

前回に続き質疑を行ないます。

御質疑の方は御発言願います。

御発言のないようでございます。

ので、本案についての質疑は終了しま

ものと認め、これより討論を行ないま

す。

御意見のおありの方は、賛否を明ら

かにして述べをお願いします。

〔討論なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中恒夫君) 討論は終局し

たものと認めまして、これより採決を

行ないます。

地方税法の一部を改正する法律案全

部を議題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛

成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数であります

す。よって本法は、多数をもって可決

すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきまし

ては、委員長に御一任を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方交

付税法等の一部を改正する法律案を議

題といたします。

提案理由の説明をお願いします。早川自

治大臣。

○国務大臣(早川崇君) ただいま議題

となりました地方交付税法等の一部を

改正する法律案の提案理由とその要旨

を御説明申し上げます。

地方交付税の算定につきましては、

逐年その合理化をはかってまいりまし

たが、明年度におきましては、新道路

整備五カ年計画に基づく道路整備事業

をはじめとする、各種公共事業の増

大、社会保障制度の拡充等に伴う地方

団体の所要経費並びに地方公務員の給

与改定の平年度化等により増加する給

与関係経費等に対応する財源を関係地

方公共団体に付与する必要があること

のと、市町村分の基準財政需要額の算

定内容の充実及び市町村分基準税率の

引き上げ等により市町村相互間の財源

の均衡化をさらに推進することが必要

であると考えられます。

また、高等学校生徒の急増に伴う高

等学校の施設整備に要する経費につ

きましては、昭和三十九年度におきま

しても、昭和三十七年度及び昭和三十

八年度と同様、基準財政需要額に算入

する特例措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出する理由であ

ります。

次に、この法律案の内容の要旨につ

きまして御説明申し上げます。

その一は、単位費用を引き上げて基

準財政需要額を増額することでありま

す。

まず、道府県及び市町村を通じまし

て、(1)生活保護基準の引き上げ、失業

対策事業にかかる労力費の引き上げ等

により増加する社会保障関係経費を基

準財政需要額に算入するため、生活保

護費、労働費等にかかる単位費用を引

き上げ、(2)新たに住宅関係経費を基準

財政需要額に算入するため、その他の

土木費の単位費用を増額するととも

に、(3)給与改定の平年度化に伴い増加

する給与関係費及び各般の制度改正に

伴い増加する経費を基準財政需要額に

算入するため、関係費目にかかる単位

費用を引き上げることいたしました。

次に、道府県分につきましては、(1)

道路整備事業、農業基盤整備事業、治

山事業等公共投資の充実に必要な財源

を付与するため、関係費目にかかる単

位費用を引き上げることとし、(2)農業

構造改善事業の促進、中小企業設備近

代化事業に要する経費等の増加額を基

準財政需要額に算入するため、農業行

政費、商工行政費等関係費目の単位費

用を引き上げることいたしました。

次に、市町村分につきましては、(1)

道路整備事業及び街路整備等都市計画

事業にかかる投資的経費を増額するた

め関係費目の単位費用を引き上げ、(2)

小学校及び中学校における学校経費を

充実するため、小学校費及び中学校費

の単位費用を引き上げ、(3)土地改良事

業等の増加額を基準財政需要額に算入

するため、農業行政費の単位費用を引

き上げることいたしました。

その二は、基準財政需要額の算定方

法に関し、経費の種類及び測定単位を

新設することあります。

近時国民生活の向上発展に伴い、清掃関係経費の充実は、緊急な課題とされてまいりましたのでありますが、従来、市町村分の衛生費中に含まれていたこれらの経費について、新たに人口を測定単位として清掃費という経費の種類を設けることとし、経費算定の合理化と経費の一そうの充実ははかることといたしました。

その三は、測定単位の数値の補正に關することあります。

まず、道府県分につきましては、道路費のうち、道路の延長を測定単位とする分につきましては、交通量等に基づく割増し補正を行なうことといたしました。なお、今後補正係数を定めるにあたりましては、従来、河川費、港湾費等について適用してまいりました事業費の額に應ずる経費の割増し補正を強化してまいりたいと考えております。

次に、市町村分につきましては、新たに離島等隔遠地の市町村につき、態容補正の一環として、隔遠地にあるための増高経費を基準財政需要額に算入するための補正を行なうこととし、このため態容補正の市町村区分につき所要の規定の整備をはかつております。また、弱小市町村に対する財源の傾斜的配分をはかるため、従来に引き続きまして、都市的形態の度合いに応じて定められていた態容補正係数を改正し、その格差をさらに縮小してまいり所存であります。

その四は、市町村分の基準税率の引き上げであります。

市町村の基準財政収入額の算定にあたりましては、従来基準税率を百分の

七十としておりましたが、市町村における基準財政需要額の算定が漸次的確になってまいりましたことに伴い、今回これを百分の七十五に高め、市町村間の財源の均衡化を一そう推進することとしたのであります。

その五は、高等学校生徒の急増対策に關する事項であります。

高等学校生徒の急増に伴う高等学校の施設整備費につきましては、昭和三十七年度及び昭和三十八年度に引き続き、昭和三十九年度においても政府の策定いたしました計画に基づく昭和三十九年度分の国庫支出金及び地方債を控除した残額九十一億円を基準財政需要額に算入することとしたのであります。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案については、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、地方行政の改革に關する調査をいたしましたし、昭和三十九年度地方財政計画に關する件を議題といたします。

まず、自治大臣から概要の説明を願います。

○國務大臣(早川崇君) ただいまお手元に配付いたしました昭和三十九年度地方財政計画につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和三十九年度の地方財政計画の策定にあたりましては、国と同一の基調

により健全均衡財政を堅持しつつ、地方行政水準の一そうの向上をはかり、かつ、地域開発の促進と地域格差の是正をはかることを目標といたしました。すなわち、計画策定の具体的方針といたしましては、

第一に、産業経済の発展に即応し、国民生活水準の向上を期するため、道路、港湾等の産業基盤施設、下水道等の環境衛生施設及び住宅等の整備を促進するため補助事業及び単独事業を通じて、公共投資の充実ははかることといたしました。

第二に、地方独立財源を充実しつつ、地方税負担の合理化をはかるため、(一)昭和三十九年度及び昭和四十年の二年度間において、市町村民税の課税方式を本文方式に統一するとともに、現行の準拠税率を標準税率に改め、(二)電気ガス税の税率を一律引き下げるとともに、これによる減収を補てんするため、たばこ専売益金の委譲により市町村たばこ消費税の税率を引き上げることといたしました。

第三に、地域格差の是正を促進するため、地方交付税制度を改正して、引き続き財政力の貧弱な地方団体の財源の充實をはかることと、辺地における公共的施設の総合的な整備を促進するため、地方債の増額をはかることといたしました。

以上の方針のもとに昭和三十九年度地方財政計画を策定いたしましたのであります。その結果歳入歳出規模は、三兆一千三百八十六億円となり、昭和三十八年度地方財政計画に比較して、五千五百億円の増加となります。

次に、歳入及び歳出のおもな内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、歳入について申し上げます。

その一は、地方税収入であります。ただいま申し上げましたとおり、地方独立財源を充実しつつ地方税負担の合理化をはかるため、本年度及び明年度の二年度間、市町村民税の課税方式を本文方式に統一するとともに、準拠税率を標準税率に改めることとし、昭和三十九年度においては、まず可及的にたばこ書き方式の諸控除を本文方式に近づけることとし、百五十億円程度の減税を行なうことといたしました。

また、電気ガス税の税率を一律引き下げるとともに、その減収補てん措置として、市町村たばこ消費税の税率を一・六%引き上げることといたしました。

以上のほか、住宅の建設を促進するため、不動産取得税及び固定資産税において所要の軽減措置を講じ、また、中小企業者の負担の軽減合理化をはかるため、事業税においても事業主控除を引き上げ、軽減税率の適用範囲を拡大することといたしました。なお、新道路整備五カ年計画によつて増大する地方負担に対処するため、この際軽油引取税の税率を二〇%引き上げることといたしました。この結果、地方税収入は前年度に比し二千三百二十六億円の増加となり、総額は一兆二千九百八十八億円と見込まれるのであります。

その二は、地方譲与税であります。軽油引取税増徴と同一の趣旨により、地方道路譲与税の基礎となる地方道路税についても、その税率を一〇%引き上げるとともに、国際収支改善対策の一環として、特別とん税の税率を二倍に引き上げることとし、これに關連し

て明年度以降五年間に限り、外航船舶にかかる固定資産税を免除することといたしました。この結果、地方譲与税は前年度に比し九十四億円増加し、総額は四百五十二億円となります。

その三は、地方交付税であります。地方交付税につきましては、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を基礎として算定し、その総額を六千三百五十一億円と見込みましたが、このうちには昭和三十八年度国の補正予算で追加となった地方交付税のうち昭和三十九年度に繰り越すことを予定しております百三十七億円を含んでおります。

その四は、国庫支出金であります。国庫支出金は、義務教育職員給与費、国庫補助金二百四十四億円の増、その他の普通補助金五百六十四億円、公共事業費補助金五百五十五億円の増、失業対策事業費補助金五億円の増、国有提供施設等所在市町村助成交付金の増一億五千万円、合計千三百七十億円増加し、総額八千五百九十四億円となっております。

その五は、地方債であります。地方債につきましては、昭和三十九年度は、(一)住宅建設及び生活環境施設の整備の促進、(二)地域開発の推進、(三)地方公営企業の整備拡充、(四)市町村民税の減税による減収の補てん等に重点を置いて地方債計画を策定いたしました。

この結果、昭和三十九年度における地方債の発行予定額は、三千九百八十四億円となり、前年度と比較して八百三十四億円の増となります。このうち地方財政計画に算入いたしますのは、一般会計の千二百十八億円、特別地方債と地域開発事業債のうち一般会計分八十六億円、合計一千三百四十四億

あり、昭和三十一年度に比較して三百七億円の増加となっております。この中には、市町村民税臨時減税補てん償百五十億円を含んでおりますが、これは、今次市町村民税減税の趣旨及びそれが市町村財政に及ぼす影響を考慮し、これによる減収額を補てんするたため発行を許可するものでありまして、全額政府資金によって引き受ける予定であります。また、その償還額の三分の二につきましては、国が元利補給を行ない、残余の三分の一につきましては、その全額を地方交付税で措置することとしたしております。

その六は、使用料、手数料及び雑収入であります。使用料、手数料及び雑収入につきましては、総額を千七百七十七億円と前年度に比較して百五億円の増加を見込んでおります。

第二は歳出であります。

その一は、給与関係費であります。給与費につきましては、(1)給与改定の平年度化に伴う経費、(2)高等学校の教職員、警察官の増員等、制度改正等に伴う職員の増加に要する経費等を見込み、総額一兆二千二百二十五億円、前年度に比し千四百四十四億円増加となっております。

その二は、一般行政経費であります。この一般行政経費のうち、(1)国庫補助負担金を伴う経費は、総額三千七百十億円と見込まれ、前年度に比し七百八十一億円増加いたしました。これは生活保護費、結核医療費、児童保護費、精神衛生費、農業構造改善事業費、中小企業近代化促進費等、国庫予算の増加に伴い増加を見たものであります。(2)国庫補助負担金を伴わない経費は、一般行政事務の増加等の事情を

勘案して算定いたしました結果、前年度に比し三百八十億円増加し、総額二千八百六十七億円となっております。

その三は、公債費であります。公債費につきましては、既発行の地方債の昭和三十一年度末現償額及び昭和三十一年度新規発行予定額を基礎として算定した結果、前年度に比し九十九億円増加し、総額一千四百四十三億円となっております。

その四は、維持補修費であります。道路、橋梁、校舎、その他公用公共用施設の維持補修費につきましては、単価の上昇、施設の増加等の事情を考慮して算定いたしました結果、前年度に比し、百五十八億円増加し、その総額は七百九十二億円となっております。

その五は、投資的経費であります。投資的経費につきましては、産業基盤の充実強化、住宅及び下水道等の生活環境施設の整備が強く要請されている実情にかんがみ、特にその充実に意を用いたところであります。(1)まず、国の直轄事業に伴う地方公共団体の負担金は、前年度に比し八十五億円増加し、五百六十六億円を計上いたしました。(2)次に、国庫補助負担金を伴うものにつきましては、新道路整備五カ年計画の実施に伴う道路整備事業費、治山治水事業費、港湾整備事業費、住宅対策費、公立文教施設費等の増加により、前年度に比し九百九十三億円の増加となり、総額は六千五百五十五億円と見込まれます。(3)国庫補助負担金を伴わない地方単独の事業費につきましては、産業経済の発達と国民生活水準の向上に即応することができるよう道路、その他の産業基盤施設、高等学校等の文教施設、住宅等の整備に要する経費を中

心として増額をはかりました結果、前年度に比し、道路関係で五百三十四億円、その他で六百十六億円、計千五百六十億円の増加となり、その規模は四千三百六十億円となったのであります。なお、投資的経費の増額に伴い、前年度に引き続き地方交付税の算定方法に改善を加え、財政力の貧弱な市町村の財源を傾斜的に増額する措置を講ずることとしたのであります。

以上が、昭和三十一年度の地方財政計画の概要であります。

これを通観いたしますと、昭和三十一年度におきましても、従前に引き続き公共投資及び社会保障の拡充等の諸要請にこたえらるるとともに、産業経済の発展、国民生活の向上に即応して地方団体が独自に実施する経費の充実は、これから行われるのでありまして、これにより地方行政水準は一層向上していくものと期待されているのであります。

○委員長(竹中恒夫君) 続いて補足説明を願います。岡田財政課長。

○説明員(岡田純夫君) それじゃお手元に配付されております「昭和三十一年度地方財政計画の説明」によりまして御説明申し上げます。ただいま大臣から御説明のありました部分と若干重複する場合もあるかもしれませんが、御了承願ひまして御説明申し上げます。

まず第一に、策定方針につきまして、1に書いておりますように、国といわば協力いたしまして、道路、港湾等の産業基盤施設でありますとか、下水道等の環境衛生施設の充実に特に意を用いてございます。その結果、補助事

業、単独事業を通じて公共投資の充実がはかられておりますし、また、そういうふうな方針で策定いたしましたのであります。

2には、地方の独立財源を充実し、地方負担の合理化をはかるという方針のもとに、(1)には、二年度にわたって住民税の負担の均衡化を実現いたしますために、課税方式を本文方式に統一するとともに、現行の準拠税率を標準税率に改めるといふような構想を財政計画の中にも織り込んでおるわけでございます。(2)には、電気ガス税の税率を一分引き下げ、これの見返りとしてのたばこ専売益金の委譲によりまして市町村たばこ消費税の税率を一・六％現行よりも上げるといふことも織り込んであるわけでございます。

(3)には、地域格差の是正、そのために、そこにも書いてございまして、ように起債におきましては、辺地整備債現行十億程度、ございましてものを三十九年度からさらに五億増しまして十五億のワケを設けております。あるいは交付税におきましては、基準税率が現行市町村の場合七・〇％でございすけれども、それを七・五％に基準税率を引き上げまして、これによりまして結果として後進的な市町村にゆいけ交付税が回るような配慮をいたしておるのでございす。

それからまた、連年続けてまいりました低産地の市町村に対する態容補正を引き上げまして、やはりこれまで、後進的な市町村のほうへ交付税が配分されるようにウエイトをつけて、改正を交付税に織り込んでおります。それからまた、新たな補正といまして隔遠地についての需要費を十分に配慮いたしたいという考え方を織り込

んでおります。

以上申しましたようなことで、その次の表に入るわけでございすけれども、総額は三兆一千三百八十六億円ということとなります。三十八年度の二兆六千三百三十六億円に比しますと、いうと五千五百億円増加で、伸び率としては一九・二％の伸び率になっております。ちなみに、三十七年度から三十八年度への伸び率は一五・三％でございまして、伸び率としても上回ってございまして、いふうな姿になっております。

歳入から若干補足的に御説明申し上げますと、地方税につきましては、ごらんのように三十九年度一兆二千九百八十八億円、改正を織り込みまして二千三百二十六億円の増収、平均伸び率二・二％と相なっております。普通税では増加が二十九億円でございす。この中には電気ガス税の一分減税によるところの約七十二億円減税分を織り込み、別に見返りとしての、先ほど触れましたたばこの一・六％引き上げによるところの約六十六億円の増収というものの織り込まれておるわけでございす。それから、目的税につきましては、二百三十六億円の増でございまして、この中には例の軽油の引取税を二・〇％引き上げまして、キロリットル当たり四千四百円にする。これによるとところの増収分約八十七億円も含まれておるわけでございす。

税の概要はそういうことにはいたしまして、地方譲与税につきましては、地方道路譲与税は国の揮発油税と同一歩調におきまして地方道路税の一・〇％引き上げによりましてところの増収分三十三億円も含む七十八億円の増収、それ

から特別とん譲与税は現行の倍率を倍に引き上げますものを含めまして十六億円、全体としまして地方譲与税は九十四億円も増しまして、四百五十二億円になることになっております。

次に、地方交付税につきましては、国の予算の計算では八百十一億円の伸びということに相なっておりますけれども、先ほど大臣からも触れましたところの百三十七億円の特別措置によりましてこの繰り越し分を織込み、一方三十七年度から三十八年度に繰り越されましたものを差し引きまして、純増八百四十八億円の増加ということで、結果といたしまして明年度は六千三百五十一億円に相なるわけでございます。

次に、国庫支出金のはうは、これは歳出と関連がございますので、そのほうに譲ります。

地方債にまいますというと、地方債は、地方債の全体計画としましては三千九百八十四億円ということでございますが、その中から一般会計債と、その他一部の準公営事業関係に含まれておりますものの中で一般会計債的なものを把握いたしまして千三百四億円ということになっておりまして、本年度対比三百七億円の増加と相なっております。伸び率にしまして三〇・八％でございますが、この中には住民税の減収に対する補てん分、三十九年度の百五十億が含まれておるのでございますので、ネットでいきますというところと百五十七億円ということに相なるわけでございます。

それから、使用料、手数料、雑収入等につきましては、いままでの連年の伸びの状況等を勘案いたしまして、それぞれ五ないし七%増加するものと見

込みましたので、歳入としまして三兆千三百八十六億円を見込んでおるのでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

歳出につきましては、まず給与関係の経費で一兆一千二百二十五億円、本年に對比しまして千四百四億円の増加ということになっており、一四・三％の増加ということでございます。それにつきましては、恐縮でございますけれども、五ページを見ていただきますと、給与関係の増加の内訳が書いてございします。その中で、人事院勧告によりますところの——勧告のあったのが三十八年八月十日、実施は十月一日からでございますが、その平年度化によるものを主体といたしまして、人事院勧告に基づくものが八百五十億の増

加ということになっております。それから(4)といたしまして、連年行なわれますところの昇給等によりますところの増加、一般職員で申しますと、毎年大体四・二％くらいの昇給率を見込んでおりますけれども、そういうものによりまして計算いたしまして三百五十四億円、それから後に申し上げますところの義務教育職員、警察官等の増員に基づく増加百三十三億円がございます。それから(5)といたしまして、その他、そこに書いてございますような委員報酬等の手直しといったようなものを含まして四十六億円というもので、都合千四百三億円の増加ということに相なっております。

元へ戻っていただきまして、次に一般行政経費、これは投資的経費を除くところの諸政策費あるいは対策費等でございます。これは六千五百七十七億

円、本年度対比千百六十一億円の増加、二一%の伸び率になっております。そのうちのおもなものは生活保護費で二七・三%伸びて千四百四十八億円となつておりますが、これは国の予

算措置に基づきますところの、たとえ
ば扶助人につきましての扶助基準の一
三%の引き上げといったようなもの
を中心にしたしまして、生活保護の充
実をはかる。児童措置についても同様
でございます。それから、おもなもの
としたしましては、(四)の中小企業近代
化促進費というもので三八%の伸び
率で百七十九億、その他というような
ことになっております。それから最後
の(五)、国庫補助負担金を伴わない
もの、単独に地方公共団体が行なう
もの、この種一般行政経費につきま
しては一五%伸びまして、二千八百

億円を計上いたしております。

次に公債費は、地方債の償還分と三十九年度新たに起こしますところの地方債の償還利子等を見込みまして千四百三十三億円を計上いたしております。

次に維持補修費につきましても、ある程度増加をはかったものの一つでございまして、約二五％伸びまして七百九十二億円。建物、道路の砂利代等につきまして手直しをはかったものでございまして、

それから投資的経費につきましては、直轄事業の負担金は五百六億円であります。本年度対比二〇・二％増になっております。増加は八十五億円でございます。このうち増加の約半ばは

程度というものは道路の直轄事業負担金の伸びということになっております。それから次に国庫補助負担金を伴うものの、(7)公共事業費、(8)といったしま

して失対事業費とに分かれますが、公共事業費につきましては、大体財政規模全体の伸びと同程度の一・七％の伸び。その次の普通建設事業費でまいりますと二一％伸びまして九百十七億

円の増で五千二百三十五億円になるわけでございます。そこで、その備考のほうにちよつと書いてございますように九百十七億円普通建設事業費が伸びますが、そのうち約半ばに相当するところの四百九億円は、道路五ヵ年計画の初年度分の公共事業費の地方負担。公共事業費の関係で伸びますものの半ばが道路の関係であります。それから補助金を伴わない、いわゆる単独事業費、これは3に書いてございますが、国庫補助負担金を伴わないもの、これは三五％ばかり伸びまして四千三百六十億円ということになっており、その

中で災害を除きました普通建設事業費のうち単独部門は四千二百四十三億円ということになっております。増加は本年度対比千三百三十四億円でございますが、これまた、その半ばに相当する五百三十四億円というものは、道路の五カ年計画の初年度の単独事業費。道路五カ年計画では八千億の単独事業費が見込まれております。そのうち初年度は単独千四百十億円ということになっておりますので、前年度対比がここに書いてございますように五百三十四億円の増加ということに相なっております。

最後に、いわゆる不交付団体におきましても、質の高い行政をやらなければ

ならない部分というものは、従来ど
おりの額を計上いたしております。し
たがって、歳入歳出ともに三兆一千三
百八十六億円でございます。

その次、一枚めくっていただきます。て、歳入歳出のそれぞれの構成割合の面からながめた表が四ページにございます。これによりまして簡単に触れさせていただきます。

歳入につきましては、地方税において三十八年度対比構成比率が1%ふえました。そのかわり地方交付税のほうで1%減ってきておるといふうな姿になっております。

次に、歳出のほうでは、義務的経費であるところの給与関係経費、これが三十八年度に比しましては1%圧縮をしたかっこうになっております。三六%。それに比較しまして投資的経費のほうで逆に1%ふえました。三六%になっておる。こういったような姿は、この面からだけは申せませんけれども、まあ悪い姿とは言えない、いい姿になつ

ておるとも見られるというふうに考えております。

それから次に、五ページが、先ほど人件費の増加について触れましたところの増加の内訳でございまして、特に申し上げるところもない。先ほど申し上げましたように、生活保護費でございまして、道路関係、投資的経費等の伸びが著しいものになっております。

次に六ページに増員関係のアウトラインを出しておりますが、第四表に義務教育関係教職員数の増減状況、これでまいりますという、左の欄にございしますように、三十八年度の現行計画の人員は五十八万四千百九十人でござ

いますが、それに対して指定統計の置きかえでございませうとか、児童生徒数の減でございませうとか、標準法の改正等に伴いますところの算定を織り

し
い
い
い
い
た
の
下
な
り
ま
す

こ
の

点につきましては、このたびの法律の改正案で、深夜飲食業に対して強い規制をされず改正案の趣旨のようでありますから、この目的は大体達せられるかと思ひます。しかし、それでもやはりまだ残る点があるかと考えられますので、これはさらに一步を進めて、十二時で禁止するといふようにやっていたことが一番いいのではないかと考えておるのであります。

それから第四番目の要望といひまして、ホテルとか旅館等においてダンスパーティーその他各種のパーティーを催す際に、婦女を、女を招いて接待行為が伴うなど風俗営業類の行為をする場合には、事前に公安委員会の承認を要するものとするといふことです。これは近ごろホテル、旅館等におきましてダンスパーティーとか、その他この種類のパーティーがたびたび催される実情がありますが、この現在のまま、これが放任されておきますと、正当の手續をして許可を受けましたキャバレーとか、ナイトクラブとか、ダンスホールとかいうほうと、はなはだ不均衡の結果になります。そういう点から、これは事前に公安委員会の承認を要するといふことにしたいといふことであります。東京都警視庁におきましては、ただいまのところこの点は東京都の条例によりまして警察署長に届け出をするといふことになつておりますが、六大都市全体がそうなるという限りませんし、また届け出では不十分でありますから、これを承認を要するといふことにしたい点は、これはホテル、旅館等におい

て行なわれたいものにつきます。別に青少年の保護育成の上に対する影響はわりあい少ないかと思ひますが、正式の手續を経て許可を受けております業者との均衡上、それらに対して公平を期する上から、やはりこの手續を、承認を要するものとするといふように、やっていた方がいいという考えを持っています。

で、これらの四カ条の要望を、一昨年皆さん方のお手元にも申し上げておるわけですが、このたびの風俗営業法の改正案によりまして、このうちの幾分は目的を達せられることになりま。ことに深夜飲食店に對し、規制を加へられま。これは、非常にけつこうなことでありまして、われわれも前からこれを熱望しておりました。その一番重要な点が解決されることになりま。こととにけつこうな。こととを考へておる次第であります。な。公安委員会といひまして、も、しよ。ちゅう問題になつて論議的となり、いろいろと苦心しております問題が幾つかあるのでありますが、それらについて二、三申し上げてみたいと思ひます。

その第一は、トルコぶろであります。これは東京都の現状におきましては非常に急速に増加しております。その内容は実は取り締まりがでないのであります。詳細なことは何ともわかりませんが、しかしながら、これはどうも善良の風俗を維持する上において放任できないもののようなふうにお察知されます。このままにしていくといふことは、どうもはなはだ好ましくない状態ではないかという疑いを非常に深くしております。これをちや

んとした、はつきりした明瞭なものにしていくといふことが必要なんではないかというのを考へておる次第であります。それから、その第二はボーリングであります。これも東京都の現状を申し上げますと、急激に増加しつづけています。そうして夜おそくまで深夜まで営業しているのが相当にありまして、しかもこれの入場者の二割ないし三割が少年であるといふような状況であります。深夜までこういうことに熱中しているといふことは、少年の輔導上これは看過し得ない問題ではないかと考へるのであります。まだ数はわずかでありますが、現在どんどん増加しようとする傾向を持っております。そして夜おそくまで若い者がこれに熱中しているといふような状況を考えます。これはやはり放任しておくべきものではない、何か風俗営業法としても考へる必要のある問題ではないかと考へておるのであります。

それから第三番目に申し上げたいと思ひますのは、深夜興行場でありまして、劇場、あるいは映画館等が深夜まで営業をするという傾向が、これも最近に顕著になつておまして、おそくまで、あるいは深夜まで映画を見るところとか、あるいは劇場のようなところにいるといふことは、これもやはり善良の風俗を維持する上において、あるいはまた青少年を育成保護していく上において、やはり看過できない問題であるように思ひます。これらについても十分に考へる必要があるのだらうといふことを考へておる次第であります。

は、今回の改正案は、われわれ公安委員会といひまして、非常にけつこうな、一番大事な点を改正される、まことにいい改正案だと考へているのであります。これまで申し上げたいところをいふならば、まだこれ以上にやっていたきたい希望をたくさん持っているものであります。しかし今回の改正案は、その一番大事なところをつかた非常にいい改正案だと考へているわけでありまして、従来、東京都の公安委員会といひまして、たとえば深夜喫茶飲食店の営業を、違法なことがあつたために深夜の営業を停止処分にした場合も数多いのでありますが、今日までの経過を申し上げますと、業者によりましては、営業停止の処分を受けま。す。直ちに廃業をして、そして別

の名義人をつくつて直ちにまた開業の許可を申請する、そうすると、厚生省関係の保健所で扱つておられるようでありま。すが、保健所のほうではそれを拒否する理由がないからといふことで、直ちにまた、それを許可をされま。す。営業停止をするにすぐ廃業し、廃業して直ちにまた新たに開業するといふことで、全くその処分の効果もないような実情になつております。これらの点も、この法の改正でははつきりいたしますので、非常にけつこうない改正案だと考へているような次第であります。

一通り私の考へておりますことを申し上げた次第であります。まだ何か御質疑があらま。すれば、それによつてお答え申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) どうもありがとうございます。次に、斎藤参事人をお願い申し上げます。

は、今回の風俗営業法並びに喫茶業の改正案につきましては、まず、青少年の育成の問題から申し上げても当然のような考へ方を持つておりますし、それには何ら異議は申し上げませんのでござい。ますが、ただ、私のはうの業界は、家族を入れますと約三十万人ござい。ますが、いま、喫茶業と申しましても、いまからちょうど四、五年前に厚生省の環境衛生法が制定されまして、いち早く許可されまして、今日までわれわれの業界のあり方を指導してまい。つた関係上、いわゆる深夜喫茶そのものと申されましても、私どもの業界には、深夜喫茶と一口に申されても、あまりそれは数が少ないのでござい。まして、ただ、喫茶という許可がありま。す。は。かのお酒を飲む飲食店のほうにも、何かの場合に喫茶店の許可で、どちらの業界にも入らないで、自由に、法の盲点をついて営業しているといふ業者が数々東京都にもござい。ます。こういう方たちが、やはり喫茶の許可で営業しておる関係で、いちず私たちの喫茶業と同一視されるといふことが非常に心外である。いま、堀切委員長も申されましたが、いわゆる音楽喫茶とか、あるいは何々喫茶、何々喫茶といつて看板を上げま。すのは、私のはうの業界とは全然違ふ業界でござい。ます。しかし世論では、これをやはり喫茶業として同一視されております。私のはうは、東京都にも五十支部ござい。まして、このうち四十二支

ます。

部が確立されております。一支部が大
きいところで二百八十軒、小さいところ
で六十軒くらいになっております。
これは保健所を単位に一支部、一支部
と結成しております、お互いに牽制
し、組合本部が指導、監督して今日ま
で参っております、これは飲食店業
としまして、自分で申し上げてはは
なはだなんですが、調理士の資格免状
から、すべての衛生面までが、わが国
では一と云って二に下がらないと、自
分でも考えております。ただ営業時間
が——婦女を接待せしめないというた
てまえから、自分で自由に営業を締め
る傾向になっております、またまたま
この点が、大体十二時で締めておりま
す。これが本改正法案になりますと、
十一時という限定になりますと、この
点がいささか困難視され、ここ数日間
問題になっておりますが、この点は何と
か御高配願つて、とにかく零細業者で
あるために、長時間営業しなくては、
ちよつと飽和状態になりまして——軒
数もふえましたために、お互いに競争
が激しくなりまして、それでお互いに
牽制して、変わった営業をしたり、あ
まり過当な競争をするときには、各自
がお互いに監視し、そうして本部に通
報しているような始末がいまの現状で
あります。最後のこの十一時から十二
時という間が、千円売り上げるか二千
円売り上げるかの問題ですが、これが
いまわれわれ業界の一番いづゆるもう
ける——最後の一時間で売ったのが利
益になるというのが、いまの現状であ
ります。この点がちよつとこの法案に
対して——一昨午の暮れ、堀切委員
長並びに渡辺防犯部長にも陳情書を出
して、去年まいりましたのですが——

あと、問題は明るさのルクスの問題も、
十五ルクスなんてことをいわずに、二
十ルクスでけつこうであります。私
も、オリンピックを控へまして各国を
回りまして、これからはもう衛生観
念が最も高度にならなければいけな
い、日本の国も自由化になるのだから、
各自がもう昼間と同じようなあかりを
もつて営業しなくては衛生的にいか
ん、こういうことを主張しまして、ま
あ大多數の人たちも、まず二十ルクス
が至当ではないか、警視庁が十ルクス
なんというのは手ぬるいのだ。この点は
昨午の暮れにも、陳情書にありますが
うに、二十ルクスにしようじゃないか
というくらいに、みんな考えておりま
す。ただし、いかにわし業者は、こ
れは喫茶店であるのか、バーであるの
か、キャバレーであるのか、どっちか
わからない。数千のいかにわし業者
の中に深夜喫茶がたくさんございま
す。私らの業界では、その近所の幾分
の人たちは、どうしてもそつちへお客
を取られるので、やむを得ずそれに引
きずられる、近所の同業者から非難を
浴びるまで引きずられる傾向がござい
ます。これは一番多いところ、新宿
とか、あるいは池袋とかいかにわし
の繁華街にあります、他の地区では
もうそういう考え方は持つておりま
せん。ですから、このアウトサイダーの
業者をわれわれ業者の支部へは入れな
い、ああいうのを入れては困るの
だ——こういうことばも、これは当
得ない。入れて感化し、指導してい
くか、放任しておけば汚名は私たちの
ところにかぶさってくるのだ。こうい
ういま結論で、なかなか業界でも議論が
沸騰しております。ですから幾分——

これは警視庁あたりで統計をとってい
るようでございまして、本組合の違反
者は、ルクスの違反者がわりあい少数
でございまして、アウトサイダーには
数倍の違反者があります。これは警視
庁で統計をとってございまして、そう
いう状態でございまして、ただ、零細業
者といまして——いま委員長がお
酒を十二時までとめていただきたい
と——実にけつこうな話だと私は思
います。私たちのほうはコーヒ、紅茶、
そういう嗜好品でございまして、こ
の点も、お酒を十二時まで売らん
ば、われわれのそういうトーストパン
やコーヒ、紅茶も十二時まで何とか
御高配を願へれば非常に幸甚で、その
辺ならば、すべて全国の業者も納得い
くんじやないか。ましてやオリンピック
を控へて、衛生観念を第一に、そし
てわれわれ業者はいかにわしを売る
というような業種でございせん、
大衆のいかに、大衆が安易に休息し
て、そして一日の疲れを休めていた
くといふところの業種ですが、それが
だいたい変化してまいりまして、ケー
キあるいは菓子等を自分のところで製
造して、そしてお茶と一緒に販売する
という物品販売に移行しつつある状態
でございまして。ただ深夜喫茶とい
つて、いちにちそういう悪徳業者と同一
視されるということが、われわれ業者
としてこれは許せん。これを何とか
してPRして、この汚名をどうして取
り除きたいというのが、現在、ここ数
日会合している総員の意見でございま
す。そういう意味で、先ほども堀切委
員長が、営業停止を食わしても、すぐ
別人の名義に変えて営業許可をとる
と、これも相当三個人系統に多うござ

います。こういう点も実に私たちとし
ては困つております。で、私たちのほ
うはそういう意味で、一地区に二百か
らございまして、非常にお互いに牽
制し合つております、いわゆる朝の
サービスタイクも全廃しようじゃない
か。隣はトーストパンを出した。今度
は卵まで出す。これじゃ営業が成り立
たないと、こういう意味で、いかにわ
し環境衛生同業組合ができましたた
め、それからそういう過当の競争を
やめて——そして、お互いに牽制し
て、いまして、少しでも常識はずれの営
業をいたしません。近所隣の業
者が黙つておられます。すぐに本部に
通報いたしまして、それは問題になり
ます。ましてや青少年が入るなんとい
うことは、知つていても知らなくて
も、年を隠して入つても、それらしい
人が入つた場合は即座にこれを追い
出す。あるいは警察当局に、出ない人
があつたら知らしめていんじやない
か。この前、警視庁の志村保安課長で
す、業者でそういう監視人を置くの
もいかにわし御意見で、そ
れもけつこうなことだ。そういうこと
で各支部で十名から十五名ぐらいの監
視人を置いて、それでこれを監視しよ
うという制度をいま設けつつある現状
でございまして。ただ、そういうわれ
われの業種と、そういうお酒を売る業
と、この中間に位する何業種であるか
という数千の業種を、これをどうい
うふうに取り締まるかといふことは、こ
れはやはり公安委員長のほうでも非常
にお困りだと思ひます。私のほうもは
なはだ迷惑千万ですが、これもいたし
方がございせん。ただし、この方た
ちは喫茶の許可で営業しております。

喫茶の許可は簡単にとれるものではな
ら、喫茶の許可で営業しているため
に、私たち純粋の喫茶業種と同一視さ
れるということが、はなはだ残念で
ございまして。これをどうか何らかの方
法によつて——警視庁が取り締まるよ
うに、われわれ業者が監視人を出してこ
れを取り締まるというか、通報する
か、そういうことでいかにわしに解決つ
得ると私は思ひます。しかし警察権が
あるわけじやございせんが、常識的
にこの地区でこういう営業をしては困
るという程度の通報は可能だと思ひま
す。それで、一地区に二百軒か
らありますから、少しでもいかにわし
いとか違反した営業をする場合は、即
座に、もう一時間たたないうちにわか
ります。このことを何かに具体化して、
不良業者を——要するにオリンピック
で前のイタリーあたりは風紀問題で非
常な評判になっておりますが、日本は
そこまでやりたくないといふことか
ら、いろいろとそういう常識的な指導
をしておりますが、どうかひとつ零細
業者、いま三十万人の一時間の時間——
十一時で切られますと、この点即生活
を非常におびやかすといふことだけが
一つの悩みでございまして。どうかこの
一時間を、もし違反者があるならばど
ういう厳罰もあえて辞しません。けつ
こうでございまして、即時営業停止を食
わされてもけつこうでございまして。ま
た、そういうことは本部といたしまし
てもほんとうにお知らせします。です
から、どうか厳罰もけつこうでござい
ますから、何とか十一時から十二時ま
での間の一時間の御延長を、いまま
で十二時限度といふことにしてい
ただければ、実にわれわれ三十万人の

生活権が一応……。もしそれだめだ、やかましいというならば、一つの期間を設けて、たとえば半年とか、まずオリピックまでとかいうならば、またその間にその営業の純益が少なくなるものは何かの方法、ほかのほうに営業を転向するという方法もございませうが、とにかくお酒を十二時にとめていただくという、先ほどの委員長のおことばがあったとおりの時間まで、できるならばお酒でない嗜好品の営業を十二時まででは、これは可能のうちに自分も思うし、いまの三十万人の生活も、これまでは何とかないう方法に持っていけるのじゃないかと、この点をお願いしてやまないものであります。いまルクスなという問題は、もうすでにそういう問題はおかしいです。ですから、われわれは、いまから二月中に二十ルクスまで引き上げようという傾向で、これも費用がかかりますので、即というわけにはまいりませんが、二十ルクス引き上げつづけています。どうかその点をよろしく御推察願ひまして、十二時まで善良な喫茶店の営業をお認め願ひすることができましたならば、非常に幸甚だと思ふのでございます。

以上をもちまして終わります。

○委員長(竹中恒夫君) どうもありがとうございます。次は、五島参考人をお願いを申し上げます。

○参考人(五島寅次君) 私、五島でございます。私は一介の新聞人でございます。まして、ただ、平素から青少年問題に非常に関心を持っております。きょうここへ私が呼ばれました趣旨は、今度の風俗営業等取締法の改正についての

意見という事でございしますが、私は、すでに御発言になった方もあるかとは思いますが、焦点を、いまの日本の青少年問題と、それと深夜喫茶をはじめとしたしまして深夜におけるいろいろな遊興的なもの、あるいは飲食関係、娯楽的な業態、そういったものと青少年非行との間に一体現実はどういう関連があるのかという問題につきまして、私のいままでいろいろものを読みましたり、実地に見ました範囲内におきまして考え方を申し述べたいと思ふのであります。

最初に、やや問題の焦点をはずれるかも知れませんが、私、平素青少年の非行という問題を考えます場合に、このごろの世の中の一風の風潮をいまして、青少年が何か非行をやりますと、これは政治や社会が悪いのである、自分には結局責任がないといったようなことを申す青少年もおりますし、おとなの中にも、青少年を責める前に、まず社会あるいは全体のおとなが反省すべきであるというふうなことを、おっしゃる方も少なくないわけでありまして、しかしながら、たとえ少年にいたしましても、一定の年齢以上には達した場合には、やはりその本人がみずから犯した非行に対しては、これに責任を持って、世の中に与えた罪に対してはみずからこれを償うという、そういうことを教育する必要があります。そういうことを青少年の自律自制的精神をそなうことになるわけでありまして、同時に少年たちの基本的な人格を否定することになるのではないかと、そのように考えるわけでありまして、しかしながら問題は、これは

青少年に対しておとなが対抗する場合のことでありまして、おとな自身が一体いまいの青少年問題にどう対処していけばいいかというのを考えます場合には、やはりあくまでもおとなが一体何をやるべきか、おとなの責任において一体われわれは何をすべきかということを考える必要があると思ふのであります。そういう観点からいいます青少年問題を考えますと、いまのいわゆる非行少年とかあるいは非行に走るおそれのある少年たちは、自分の内側とそれから同時に外側の両方からいけば攻撃を受けているのではないかと思ふのであります。内側からの攻撃と申しますのは、いわゆる少年たちが持つておる劣等感とか、あるいは欲求不満とか疎外感とか無力感とかいった、そういう精神状況であります。こういう精神状況に少年たちがなぜ置かれるかというところを考えますと、これは要するにいまのいろいろな消費ムードとか、あるいは教育制度の欠陥にあると言えらるべきであります。これと同時に、少年たちはいまのこの消費ムードの中において外側から非常に強い攻撃を受けているというふうに私は診断しているものであります。その外側からの攻撃は何かと申しますと、御承知のようにそれは、いわゆるテレビとかあるいは出版物、映画、広告といった、そういうマスメディアの中の少年に好ましくない影響を与えていると思われ、いわゆる有害な文化財の問題であります。第二はいわゆる暴力団であります。これが常に少年に魔手を伸ばすような態勢をとつておるわけでありまして、第三は、いわゆるきょうこで問題になりますとこの深夜喫茶とあるいは深夜

夜の遊興的な娯楽とか、そういうものがあげられると思ふのであります。で、深夜喫茶の問題を最初に取り上げますと、これは具体的に警視庁でこの深夜喫茶の補導——深夜喫茶における少年たちの補導された数字が出ておりますけれども、これは新聞の記事で私は読んだのでありますが、一昨年警視庁で補導された約二十六万人の少年の中で、六割に達する十五万人が、いわゆる深夜喫茶の常連であつたというふうに出ておるわけでありまして、そういう深夜喫茶に出入りいたしますところの少年は、大体、家の金を持って家を出てしまつて、そこで深夜喫茶を根城に、金に困ると盗みとかおどしとか、そういう悪事をやつておるというわけでありまして、これもまた新聞記事に出ておつた深夜喫茶のルポでありますけれども、ある深夜喫茶で、少年の手の甲の上にアズキぐらいの大きさの水ぶくれが五つあつたわけでありまして、それは何かと言いますと、そこで、たばこの火を手の甲の上に落として、それが、それがまんじゅうをして、それに負けた者がお茶代を払うという、そういう一つのゲームであります。で、その深夜喫茶の中には、夜中になりましてと百五十円から三百円にお茶代を上げるといったところもあるというのであります。また東京のある少年補導連絡会会長は、昨年の警察庁の非行少年対策懇話会におきまして、銀座の深夜喫茶の中で、未成年者を入れて酒を出しているところがある、それが不良のたまり場になつておる、ということを発言しておられるわけでありまして、また、これは警視庁で最近お調べになつたことでありますけれども、深夜喫茶

を調べたところが、三十名の少年のうちで、十九名が無断で外泊をしておつたというわけでありまして、しかもその中で、十五名が、十五歳から十七歳の少女であつたというのであります。大体こういう若い十代の少女が外へ出ておるのに、これに全然無関心で、おつたという、そういう親のあり方自体がすでに異常ではありますけれども、こういうこの深夜喫茶の中における風景というものは、確かにわれわれの常識から考えまして、異常であるというふうにも感じるわけでありまして、

もっとも、この深夜喫茶に關しまして、いろいろな弁護論のあることも事実であります。しかも、その弁護論の中には、必ずしも軽々しく看過できないものもあると思はれるのであります。たとえば深夜喫茶をなくしても、深夜喫茶をなくすだけでは非行少年はなくなる、おそろく、なくせばまた別の新しいそういう場所を発見して、そこに非行少年が集まるだろうというところが、弁護論の一つであります。もう一つは、これはある人から聞いた話でありますけれども、深夜喫茶に行く少年を必ずしも非難できない。たとえばある少年は、夜、自分の家に帰りまして、非常に住宅が狭くて、一つの狭い部屋に家族と一緒に寝ておる。そういう家の中でその少年が、おやじさんの頭の上をまたいでいかなくちやいかなと、そういうような非常に狭い住宅に住んでいる少年が、夜外へ出まして、そうして甘い音楽を聞き、しかも深夜としたいすの中に身を埋めて、一ときの休息をとるのほどに悪いのかと、そういう弁護論もある

わけであり。この問題は少し大局的に考えますと、現在の日本の住宅政策の問題にも関連してきます。あるいは少年が自分の家において、たとえは父親と母親の人間関係が崩壊しているとか、あるいは父親がどこへ行つたかわからないとか、そういう家庭の中の問題にも、一つの原因はあると思うのでありますけれども、ただ、私はこの際は、そういう弁論は一応別にいたしまして、とにかく現実には弊害が起つていゝ場所に対しては、やはり手を打たなければならぬ。そうして、そういう手を打つたあとで、別の新しい弊害が出てきたらならば、それに対してそのときに対処すればいいのではないかと。とにかく現実には弊害が出ていゝのだ、そういう弊害に対しては、やはりわれわれおとなが、少なくとも少年非行に対して責任を持つところとなが、少年があやまつてもそういう場所に行けないように、そういう場所に対して手を打つ必要があるのではないかと。というふうな考えのわけでありす。

それから深夜喫茶以外の問題といたしまして、ボーリング場の問題があるわけでありす。これも現在東京には十数カ所のボーリング場があるわけでありすけれども、まあ、警察当局の行政指導といひますかによりまして、若干ボーリング業界が自粛をされて、現在は原則として十二時、ただし日曜あるいは祭日の前日は三時というふうな自粛されておるやに聞いておりますけれども、しかし、私は大体二時、三時までというボーリング場をなぜ営業する必要があるのか。しかも、そういうボーリング場へ行つていゝ入場者の中の大體三割は未成年者であるといふことを聞きますと、やはりこの二時、三時という営業時間は、どう考えても私には納得できないというふうな思ふのであります。

これは時間の制限なり、入場に関しまして適切な処置が必要ではないか、このように考えるわけでありす。以上をもちまして、私の公述を終わりたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君)　ありがとうございます。

この際、各委員に申し上げますが、先ほど五島参考人が、時間的に非常にお急ぎのようで、五島参考人に対する質疑は引き続きやるということをお願い申し上げましたが、ただいま五島参考人のほうから時間に融通がついたということでありすので、全参考人の方々の御意見を拝聴いたしましてから、他の参考人と同様以後は質疑をしていただきます。かように思ひます。

○参考人(増谷達之輔君)　私は、青少年問題研究会を主宰しております増谷達之輔でございます。私の平素の関係の仕事に関連しまして、ここでは主として青少年対策、青少年の非行防止という点に限って私の意見を述べさせていただきます。

このたび、風営法が改正になるというところであります。その改正箇所を私拝見したのでございますが、その中で、私どもが特に関心を持つ点が三つございす。

一つは、第四条の三にありますが十八歳未満の者の入場を禁止するということでございますが、これはこの法案が出た後でもなく、施行地方条例におきましても、たとえば東京都あるいは広島県というような地方条例におきましても、もうすでに十八歳未満の者の入場は禁止するという規定がございす。

提供した者に対して何らかの罰則を設けているというところは、私はさらにこの趣旨を徹底する意味においていいのじゃないか、こういうふうな考えます。

それから第三番目は、いわゆる深夜営業の許可の問題でございますが、これは十一時以後の深夜営業を許可するについて、いままでは比較的簡単な条文で、地方の施行条例をつくるにときに適当な裁量を加えられるという余地が残してございましたが、今度の条文によりまして、場所、時間、それから営業行為あるいは構造設備というふうな点を明確にうたつてありますので、おそらくこれは今後の地方の施行条例をつくる上に非常にはっきりした形をとつてあらわれるのじゃないか、こういうふうな考えておるのでございす。

それから第二点は、酒類の提供の禁止ということが特にうたつてございす。これは、もうすでに大正十一年に未成年者禁酒法というものが出ておりました。われわれはもう二十歳未満の青少年は酒を飲んじやいかぬものだ、というふうな考えでございす。ところが、今度の法案の中に特にそれがうたわれているという点について、私は、法律のほうはあまり詳しくございせんので、ちよつと理解に苦しむところがございますけれども、しかし、とにかく、この風俗営業法の中に特にそれをうたつた。そうして酒類を

この深夜営業の問題、深夜喫茶の問題につきましては、もうすでに私が関係しております中央青少年問題協議会でも昭和三十三年の八月十一日に意見具申として、深夜営業が青少年の非行あるいは健全育成に非常に大きな関係があるから、これに対して政府として善処してもらいたい、という意見具申を総理大臣に提出してございす。それからまた、毎年青少年問題協議会の各ブロック会議が各ブロックごとに開かれていゝのでございす。私は、なるべくその会議には出席することにしておりますが、その際に必ずこの深夜喫茶の問題というものがこのブロックの人々の間に議論されるのでございす。それからもう一つ、先ほど申しました青少年の保護育成条例の中に、やはり深夜喫茶に対して青

提供した者に対して何らかの罰則を設けているというところは、私はさらにこの趣旨を徹底する意味においていいのじゃないか、こういうふうな考えます。

それから第三番目は、いわゆる深夜営業の許可の問題でございますが、これは十一時以後の深夜営業を許可するについて、いままでは比較的簡単な条文で、地方の施行条例をつくるにときに適当な裁量を加えられるという余地が残してございましたが、今度の条文によりまして、場所、時間、それから営業行為あるいは構造設備というふうな点を明確にうたつてありますので、おそらくこれは今後の地方の施行条例をつくる上に非常にはっきりした形をとつてあらわれるのじゃないか、こういうふうな考えておるのでございす。

この深夜営業の問題、深夜喫茶の問題につきましては、もうすでに私が関係しております中央青少年問題協議会でも昭和三十三年の八月十一日に意見具申として、深夜営業が青少年の非行あるいは健全育成に非常に大きな関係があるから、これに対して政府として善処してもらいたい、という意見具申を総理大臣に提出してございす。それからまた、毎年青少年問題協議会の各ブロック会議が各ブロックごとに開かれていゝのでございす。私は、なるべくその会議には出席することにしておりますが、その際に必ずこの深夜喫茶の問題というものがこのブロックの人々の間に議論されるのでございす。それからもう一つ、先ほど申しました青少年の保護育成条例の中に、やはり深夜喫茶に対して青

提供した者に対して何らかの罰則を設けているというところは、私はさらにこの趣旨を徹底する意味においていいのじゃないか、こういうふうな考えます。

それから第三番目は、いわゆる深夜営業の許可の問題でございますが、これは十一時以後の深夜営業を許可するについて、いままでは比較的簡単な条文で、地方の施行条例をつくるにときに適当な裁量を加えられるという余地が残してございましたが、今度の条文によりまして、場所、時間、それから営業行為あるいは構造設備というふうな点を明確にうたつてありますので、おそらくこれは今後の地方の施行条例をつくる上に非常にはっきりした形をとつてあらわれるのじゃないか、こういうふうな考えておるのでございす。

この深夜営業の問題、深夜喫茶の問題につきましては、もうすでに私が関係しております中央青少年問題協議会でも昭和三十三年の八月十一日に意見具申として、深夜営業が青少年の非行あるいは健全育成に非常に大きな関係があるから、これに対して政府として善処してもらいたい、という意見具申を総理大臣に提出してございす。それからまた、毎年青少年問題協議会の各ブロック会議が各ブロックごとに開かれていゝのでございす。私は、なるべくその会議には出席することにしておりますが、その際に必ずこの深夜喫茶の問題というものがこのブロックの人々の間に議論されるのでございす。それからもう一つ、先ほど申しました青少年の保護育成条例の中に、やはり深夜喫茶に対して青

提供した者に対して何らかの罰則を設けているというところは、私はさらにこの趣旨を徹底する意味においていいのじゃないか、こういうふうな考えます。

それから第三番目は、いわゆる深夜営業の許可の問題でございますが、これは十一時以後の深夜営業を許可するについて、いままでは比較的簡単な条文で、地方の施行条例をつくるにときに適当な裁量を加えられるという余地が残してございましたが、今度の条文によりまして、場所、時間、それから営業行為あるいは構造設備というふうな点を明確にうたつてありますので、おそらくこれは今後の地方の施行条例をつくる上に非常にはっきりした形をとつてあらわれるのじゃないか、こういうふうな考えておるのでございす。

この深夜営業の問題、深夜喫茶の問題につきましては、もうすでに私が関係しております中央青少年問題協議会でも昭和三十三年の八月十一日に意見具申として、深夜営業が青少年の非行あるいは健全育成に非常に大きな関係があるから、これに対して政府として善処してもらいたい、という意見具申を総理大臣に提出してございす。それからまた、毎年青少年問題協議会の各ブロック会議が各ブロックごとに開かれていゝのでございす。私は、なるべくその会議には出席することにしておりますが、その際に必ずこの深夜喫茶の問題というものがこのブロックの人々の間に議論されるのでございす。それからもう一つ、先ほど申しました青少年の保護育成条例の中に、やはり深夜喫茶に対して青

提供した者に対して何らかの罰則を設けているというところは、私はさらにこの趣旨を徹底する意味においていいのじゃないか、こういうふうな考えます。

それから第三番目は、いわゆる深夜営業の許可の問題でございますが、これは十一時以後の深夜営業を許可するについて、いままでは比較的簡単な条文で、地方の施行条例をつくるにときに適当な裁量を加えられるという余地が残してございましたが、今度の条文によりまして、場所、時間、それから営業行為あるいは構造設備というふうな点を明確にうたつてありますので、おそらくこれは今後の地方の施行条例をつくる上に非常にはっきりした形をとつてあらわれるのじゃないか、こういうふうな考えておるのでございす。

少年を近寄らしてはいけないということとがうたわれておるのでございまして、もうすでに一般のこの方面の関係者の間には、深夜喫茶というものに青少年を近づけてはいけない、青少年は深夜喫茶に近づいてはいけないという世論が固まっておるのでございまして、それが今回この法律の中にはつきりとうたわれてきたということには、私も非常にうれしい気持ちがいっぱいあります。

そういうようなわけで、大体、新しい発見はこの法案の中に私どもは見ませんけれども、しかしながら、もう世論が固まっておる、世論がそういう方向に向いている、その世論を法文の上に明確に出したということは、これは今後の地方条例をつくるときに非常に大きな勇気を持たせるのじゃないかというところ、もう一つは、社会全体が、政府がこの問題について真剣に乗り出して、国がこの問題について真剣に乗り出してきたという印象を与える、そのプラスの面が非常にあるのじゃないか、こういうふうに私は考えます。

それから、法文のことにつきましては、そのくらいにいたしまして、私はこの風営法が改正され、これが施行されるにあたりまして、なお、そこにいろいろな問題があるのじゃないか。その一つ、二つを考えてみたいのでございまして、その第一は、この風営法によつて十八未満の青少年は、そういった喫茶店からも、また料理屋からも、パチンコ屋からも、マージャン屋からも、みんな締め出されるということとが徹底するわけでございしますが、心配するのは、先ほど五島参考人も申さ

れましたように、そこから締め出された子供たちは一体どこへ行くかということなんでございまして。特にそこへ集まる子供は、一応何らかの複雑な問題をかかえている子供たちでございまして。これがただ、おとなしく、そういうところへ行けないから自分の家に帰ろうというふうな、そういうふうな子供ではないのでありまして、そこへ行くことを締め出されれば、どこかへ行つてその不満を发泄させなければならぬ、そういう傾向のある子供でございまして、この子供をどうするかというところを、ひとつこの際考えていただきたいと思うのでございまして。

それから第二番目といたしましては、主として青少年の集まる深夜喫茶というのは、全国で、この統計によりますというところ七千七ございまして。この七千七という数は、全体の風俗営業が約十五万ございまして、これは昭和三十七年の統計だと思ひますけれども、十五万のうち、わずか六千や七千の深夜喫茶を閉鎖して、一体どれだけの効果があるかと、そういう疑問が一応持たれるのでございまして。それは、その理由としては、深夜喫茶に行く子供というものは、先ほど相当多数の数字をあげられましたけれども、しかしながら、その数字も警察庁で発表しております犯罪少年あるいは真犯少年、この数は全体で、昭和三十八年の七月現在で約百二十万近くになっておるのでございまして。この百二十万近くの犯罪少年が深夜喫茶に行く。深夜喫茶があるために、ただそこから犯行をしているというように簡単に考えるわけにはいかなないのでございまして。なるほど深夜喫茶は、青少年の非行の温床にはなつてお

りますけれども、しかし、もっと私はその背後に深い原因があるのじゃないか、青少年非行の原因があるのじゃないかというふうなことを考えるのでございまして、その点を、深夜喫茶を閉鎖したから、青少年の非行がなくなるというように簡単に考えないで、それと同時に、ほかにもっと原因がありはしないかということも、この際ひとつお考え願ひたい、こういうふうに希望いたしますのでございまして。

それからもう一つは、それに関連いたしますけれども、かりに深夜喫茶とか青少年の群がるところを閉鎖いたしましたとしても、先ほど申しましたように、犯行は減らない。その犯行の背後にはもっと深いものがあるということを申し上げたが、それは私は結局このおとなの世界、おとなの行動というものを規制しなければどうにもならないのじゃないかというところについて申し上げたいと思ひますのでございまして。風営法が子供は締め出した、しかしおとなに關する限りはこれはノータッチになっております、現在のところ。時間が十時とか、いろいろなこまかい制限はあるにいたしまして、一応おとなに對しては、風営法は今回の改正においてはノータッチになつておる。そういうたしなすというところ、おとなはやはりいまままでどおり自由に、夜になれば料理屋に行く、あるいはパチンコをやる、マージャンをやる、あるいはキャバレーに行く、ダンスホールに行くといったような自由な行動をとるのでございまして、そういうおとなの行動というものが、そしてそのおとなの行動からかもし出されてくる社会的な雰囲気というものが、私は子供たちにどう

いう影響を与えるかということを考えるのでございまして、そういう風俗環境を正さなければ、私は、青少年の非行というものは根本的には直らないというところを考へておる者の一人でございまして、そういう点についても、ひとつこの際何らかの方法をお考え願ひたい。ちょうどこの青少年の非行というものは、たとへて申しますと、カビのようなものでございまして、一つのもちにはえたカビ——そのもちの種類のよつて青いカビもあれば、赤いカビもあれば、あるいは黄色いカビもあれば、黒いカビもはえるということなんでございまして、このカビの

はえる、これを私も培養基と申しておりますが、培養基を第一に正さなければならぬ。この培養基は、これは私は社会のあり方というものを考へてみますときに、社会というものの構造とか、社会のあり方というものが非常に大事だ。それから、それに与えるカビは、温度とか湿度とかいうものがカビをはやするためには必要なんのでございまして、その温度、湿度の高低によつて青いカビがはえたり、黒いカビがはえたりということになるのでございまして、その温度、湿度に相当するの、私は社会の風俗環境というように考へております。ですから、カビをはやすないためには、そういう温度、湿度である社会環境、社会の風俗環境というものを改めなければ、私はそのカビを根本的に取り除くわけにはいかなない。警察力によつてもちのちにはえたカビをぬぐうことはできません。しかしながら、またそのカビははえてくる。結局、追っかけつことになるのじゃないかということで、近ごろ青少年

年対策ブームでありまして、だれでもかれでも青少年対策——こうあれというものを申しておりますけれども、しかし一つとしてそれが実行に移されていない。政府としてもその必要は感じておられると思ひますけれども、私は政府の青少年非行対策というものは非常になまぬるいような気がいたしておりますのでございまして、とにかくブーム、ブームで騒ぎ立てないで、一つ一つを、その原因をとらえてよくするやうな方法をひとつ講じていただきたいと、こういうふうに私は考えます。警察の非行少年の捕縛というところがございしますが、これはたとへば火事を消すやうなものでございまして、その場

にその必要はあるのでございまして、ただ先ほども申しましたように、そういうようなことだけでなく、その根本的な対策というものをこの際考へる必要があるのじゃないか、こういうふうに思ひます。で、環境の浄化とか、教育の適正化とか、あるいは家庭教育の強化というやうなものによつて、そういう対策が私は立つのじゃないかと思ひますのでございまして、青少年の生活態度を正すというところは、やはり教育の適正化とか、あるいは家庭教育を強化するとか、あるいはおとなのつくり上げている環境を浄化するということによつて、初めて青少年の生活というものは正せるのじゃないかと思ひますので、朝私いつも感ずるのでございまして、朝からおとながゴルフバッグをかついで勤務日に、ウィークデーに出かけていくとか、あるいは電車に乗っていきまうと、朝から競馬や競輪に出かける人を見かけるとか、そういう空気が私は

子供たちにとって非常に悪い環境的な影響を与えておるのじゃないか、この点何とか考慮することはできないかというのを私は常に考えているのでございませう。

それから最後に、私申し上げたいと思ひますけれども、そういうように青少年を、風俗営業と申しましても彼らはただ喫茶店でお茶を飲むという程度にしか考えていないかもしれませうが、そういった風俗営業から締め出すというのと同時に、青少年のためにきつと健康な施設を私は与えていたきたいと思ふのであります。現在でも青年の家とか、勤労青少年の家とか、あるいはユースホステル、スポーツセンター、スキー場、スケート場、ハイキングコース、キャンプ場といったようなものは公共の機関として設けられておるところはございませうけれども、しかし、なお私は、数が足りない。なかなかそこへ出かけていっても非常に人が混雑しておつて思うように遊べないというふうなことでございまして、それだけでなく、とにかく青少年がレクリエーション——を余暇を有効に利用し得るような施設を一方に考えてやらなければ、私は角をためて牛を殺すようなことになってしまひはしないかというのを感じます。

以上、私の法案の改正にあたりまして感じましたことを簡単に申し上げて御参考になりました。

○委員長(竹中恒夫君) どうもありがとうございます。続いて、中村参考人をお願いいたします。

○参考人(中村聖子君) 本日は、この委員会にお呼び出しにあずかりまし

て、参考人として種々実情を申し述べる機会を得ましたことを、厚くお礼を申し上げます。

私は、昭和三十三年施行の売春防止法によって設置されました婦人相談員として、法施行の当初より要保護女子の保護更生の仕事についてまいりました。売春は他の犯罪に比較いたしますと、犯罪の意識がきわめて薄いのでございませう。要保護女子はもろろんのこと、社会有識者の中にも、売春は必要悪であるという考え方をする人があり、かつての赤線、青線業者の中にはそうした一部の人の考え方を強く取り上げられまして、赤線復活を夢見る業者もおり、この法律が常にゆれ動いているという感じがするのでございませう。もちろん、国際条約に批准されておる、復活などということは夢物語にすぎないものでありますが、こうした社会情勢においてはなかなか一般の協力も得られず、罪の意識も感じない要保護女子の保護更生に当たる仕事は、非常に困難をきわめております。要保護女子の更生には非常な忍耐と高度の技術と、そしてあたたかい人間愛が必要でございませう。けれども、一度転落してしまつた女子に対しては、その効果は苦勞に比べればなかなかあらぬようにございませう。私も、毎々こうした意味から転落女子の更生につとめるとともに、一歩前進いたしました、転落未然防止という点にも心がけてまいりました。

深夜喫茶につきましては、かねてから売春への直線コースであるとの観点から、私も深い関心を寄せてまいりました。最近、売春婦がここを利用いたしまして、時によれば客を物色

し、非行少女らに対しては甘いことばをもつて売春婦となるよう勧誘するといったぐあいでもございませう。深夜喫茶を契機とする転落のケースについて、今回の改正によりまして転落を未然に防止するために大きな役割を果たすものと私も喜んでゐる次第でございませう。しかし、地方条例にまかされるというところは、規制の上にここができて、その効果にまつた不安がございませう。とかく風紀上の問題を起こしておりますトルコぶろやヌードスタジオ等については、今度の改正にも含まれないということについて、私もはまことに残念に存じております。ヌードスタジオにいたしまして、私もトルコぶろにいたしまして、売春が行なわれている事実がわかつていても取り締まりの網の目からこぼれているという実情について、二、三事例を申し上げながら問題点を提起したいと存じます。

まず、ヌードスタジオに働いておりましたA子のケースについて御説明をいたします。十八才のときにA子は——この家庭は両親がパタヤをしております、非常に貧困なケースでございまして、たまたま新聞広告によりましてヌードスタジオの事務員の広告を見て、さっそく応募したわけでございますが、そのヌードスタジオにまいりますと、その店主から、あなたはいへんりっぱなからだをして、いるから——いいからだをして、いるから、事務員なんかになるよりもヌードスタジオのダンサーになりなさい、モデルになりなさいと言われて、はだかにされてしまったのでございませう。そして、事務員よりもむしろ収入が多い

から、このモデルをするようにすすめられて、とうとうモデルになったわけでございます。ところがその、ヌードスタジオと申しまして、スケッチをするとかまた写真をとるといふのは二の次で、からだの——はだかになっておりますからだのあらゆる部分に客がさわるといふような目にあひまして、非常な屈辱を感じたといふことでございませう。こうした中であつて、このA子は、そのスタジオに勤めてゐる間に客からさそれまして、ついに売春におちいってしまったのでございませう。このスタジオは池袋のほうで営業しておりましたのですが、このスタジオに手入れがございまして、手入れがあつてそこは閉鎖されることになったときに、その業者からA子は、あなたは私の経営している同じ店が三島にあるから、三島のほうに行つて働いてもらいたい、こう言われて三島のヌードスタジオに行つたのでございませう。ところが、そのときにはすでに池袋の業者は、三島の業者からあつせん料と称して五万円をとつております。それから二年間A子は三島、伊豆長岡、伊東等々を転々としたしまして、再三再四にわたり人工中絶をいたしましてたあげくに、その後の処置が悪かつたものか、あるいはたまたまの人工中絶によるものか、非常に貧血に襲われまして、神田の駅前で倒れたのでございませう。そのときに、たまたま救急車によつて運ばれて、病院に入りまして、治療費の問題が浮かび上がつてきて、母親が福祉事務所にまいりまして、この治療代を何とかしてもらえないかというところで、婦人相談員のところと最初

います。

しかし、このケースは、非常にたびたびの中絶によつて、女性の器官もすでにめちやめちやにこわされておりました、もう子宮は摘出しなければならぬといふうし、そういうような悲惨な状態になっておりました、生活保護をかけまして治療を終え、その間に婦人相談員が、婦人の更生寮もあるから、あなたはもうそういうところに行かないで更生したほうがいい、何とでもお手伝いをするから——といふことでございましてけれども、その後、からだがなおると同時に、また伊豆のほうに行つてしまひまして、その子は婦人相談員の手から離れてしまつたのでございませう。

次の事例につきましては、これはやはりヌードスタジオで働いた経験を持つケースでございませうが、これは家庭で義兄とあまり仲がよくなくて、家出をしてまいりました。上野で男に、御承知のようによいことを言われまして、宿屋に連れ込まれて、そうしてその晩、その男から六十円もらつた。たつた六十円でその子は、からだをその男に与えてしまつたのでございませう。この子が転々と転落してまいりまして、男のひもがつきまして、男から、熱海に行けばもうかる、パンパン宿があるから、そこに行けといふので、男に連れられて熱海にまいりまして、熱海にまいりまして、その男は前借りをしよつとして話をしましたが、一見のみ屋敷であるので、そのパンパン宿と称する場所から怪しまれて、そこでは断られております。ところが、ヌードスタジオで働くような契約がで

きまして、そこではあつせん料の形で男はお金を受け取っております。スタジオ内での状況は、すでに御承知でございます。いろいろけれども、やはり芸術的な雰囲気は何もなく、全裸の形になりまして、風船を前のところにあてがつてポーズをとるというふうな、まことに私が口にするのも恥ずかしいようなあの状況でございます。そうして箱根等に出張すれば、歩合がついてお金も非常に多くなり、十万円くらいにもなつたそうでございます。そうして、客などにすすめられれば売春もいたしておつた。そうこうしておりますうちに、この女にやぐさの男との間に情交が結ばれて、この男にすすめられて、今度はヌードダンサーよりも、もっと収入のよい芸者になったほうがよいと言われまして、芸者になつております。客を世話されたときには、一人一万円で売春をいたしておつたというところでございます。

それから次に、これはトルコぶろに勤めておりました女の子についてお話を申し上げます。この女子も二十才までは普通の家庭の女子といたしまして、家庭から会社に通勤いたしておりましたけれども、これがたまたま病気で会社を休むようになってから、何となく会社を退職してしましまして、そうして、ある日のこと、新宿の深夜喫茶にまいりまして、そこにたむろしている者から、トルコぶろなら非常にお金になるといふことを聞かされて、そうしてトルコぶろに行つて働くようになったのでございます。トルコぶろは、個室の勤務は客とのじか取引で、その店からは一銭の保証もないのでございまして。大衆ぶろのほうは、一日六

七人くらい扱いまして、たいへん重労働ではあるけれども、売春のおそれはなかつたようでございます。個室におけるサービス料というもののについては、シングルで千円、ダブルで千五百円、売春をすれば四千円から五千円くらいになるといふことでございます。こうしたサービス料金によるサービスの違いというものは何を意味するものであるのか。そこにおいておのづから売春の要素が含まれていると考えざるを得ません。売春は、お客から強要する場合もございまして、また、ミス・トルコから挑発するといったような場合もあるわけでございます。

次に、三人の事例を簡単に話し申し上げましたが、問題点として考えられますことは、あつせん料と称して五万円受け取り、ほかのスタジオに世話しているというところは、人身売買の疑いが濃いのではないかという考えでございます。それから、ひも状の存在の男から男へと食ひものにされている点でございます。それから、街頭でお客をとればうるさいけれども、トルコぶろならば安心してお客をとれるというところを、要保護女子みずからそう申し出ております。そうして要保護女子たちは、お金がもうかるから、そこに行きたいのだというのを申しますので、指導上まことに私たちは困つております。それから個室は独立しておつて、サービス料も直接客から取るというところは、売春をしても他人にわからぬようになつていふ点でございます。それからマッサージを看板にいたしておりますが、事実上、マッサージの訓練を受けていない者が個室の係りになつて売春を行なつていふという点でございます。

います。相当高額の収入がありまして、アパートを二軒も建てたという要保護女子もおるのでございます。それからまた、婦人科手術の傷が腹部にあるので採用されなかつたという事実もございまして。指名等がございまして営業時間は午前三時ごろまででございます。早番と、おそ番がございまして、早番の場合には最終電車に間に合う程度に帰れますけれども、おそ番の場合には午前三時でございますので、家に帰るわけにまいりません。そこは泊まるように、ふともも貸してくれるようになつていふことでございまして。

それから、これは神戸のことでございますけれども、中学の新規卒業生が、新聞の広告を見まして、トルコぶろを普通のおふろと勘違いいたしまして就職してまいつたのでございまして、九州からはるばる神戸のトルコぶろに就職してまいりましたけれども、その実情に驚いて婦人相談員のところに相談に来ておるといふことでございまして。

非常に風紀の紊乱は、目に余るものがあり、人づくりを叫ばれているおりから、青少年に与える影響も多く、まことに寒心にたえないのでございまして。先ほどの方も申されましたが、環境の浄化という点で、おとながそういうところ、そうした風俗を乱すような行為を続けられていふことは、ほんとうに考えなければならぬことだと存じます。

本年は、オリンピックの年でもございまして、このオリンピックを当て込んで、かつての業者が九州地方に帰つた元の従業員たちに呼びかけまして、旅費も出そう、宿舎も提供する、もちろん待遇もよくするから、ぜひ上京するようにといつて、早くも女の子集めに乗り出しているという状況も報告されてきております。そうしたときに、トルコぶろ等が売春の場を利用されるおそれもあると考えられますので、この際ぜひともトルコぶろ、ヌードスタジオ等についても御審議いただくことをお願い申し上げ次第でございます。この資料は婦人相談員の取り扱ひましたケースの中から、ほんの一部を取り出してまいりましたにすぎません。こうしたケースはほかにも多数ございます。

最後に、売春を必要悪だと申すならば、先に述べました彼女たちはまさに必要悪の犠牲者であると申さねばなりません。この大きな犠牲を彼女たちの上に負わしておいてよろしいものかどうか。A子の場合には二十才そこそこである、これから先の長い人生を廃人同様に生きていかねばならぬといふことを思いますときに、私はまことに哀れを感ずるのでございます。どうぞこうした犠牲者を一人でも少なくするために、諸先生のお力添えを切にお願いいたしまして、私の口述を終わりたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) どうもありがとうございました。参考人の方の意見陳述は、これにて一応全部終了いたしました。御質疑の方は、順次御発言をお願いいたします。

○林虎雄君 堀切公安委員長にお伺いいたしますが、ただいま中村参考人から口述のありましたトルコぶろ、それからヌードスタジオ、これについての公安委員会委員長としての御感想といひますか、対策について御意見ございまいしょうか。

○参考人(堀切善次郎君) お答え申し上げます。いまお話をいたしましたとおりで、まことに不つごうな存在だと思ひます。何とかこれを規制することができますれば、非常にけっこうだと思つております。

○林虎雄君 五島先生の御趣旨いかでございますまいしょうか、いまのヌードスタジオとトルコぶろに對して。

○参考人(五島貞次君) 私も、実はトルコぶろ、ヌードスタジオの実情は、まあおぼろげながらうわさ程度には聞いておりましたけれども、ただいま中村参考人からのお話を聞きまして、非常に驚いていふわけでありまして、ただこれも、たとえばトルコぶろにいたしましても、これは千差万別であつて、その業者の中には非常に堅実といふことが当たるかどうかは存じませんが、少なくとも売春とかそういう行為は、一切やっていない業者の方もあるのではないかと思ひま

す。また事実一部にはそういう話も聞きますので、これは一律にどうするといふことはなかなかむずかしいのではないかと。やはりたとえ現行の売春防止法とか、その他私はいまこころではちよつとわかりませんけれども、現行の法規で一応取り締まれる範囲内でまづやってみて、そうしてその効果がどうしても壁にぶつかりまして、しかも片方で弊害がどんどん出まして、どうにもならないという状態になりましたならば、そこでやはり新しい何か方法を考えるべきではないか、そのようにまあ考えております。

○林虎雄君 わかりました。

中村参考人にお願ひしたいと思ひますが、この法律は御指摘になりましたように、おおむね地方条例の制定にゆだねてあるわけでございしますが、御意見の点は東京都の場合は他の市に及ばないかどうかということでございますか。それとも全国的に見まして、地方条例は非常にまちまちになるおそれがあるのか、むしろ法律ではっきり規制したほうがよろしいという意味でございしますか。その点いかがでございますか。

○参考人(中村聖子君) おつしやいましたように、東京都の場合を例にとりましただけで、全国的にそういうふうにしていただきたいと思ひます。

○千葉千代世君 いま参考人の方からたいへん詳しく伺ひまして、私どもの地方行政委員でこの間、実地視察にまいりましてはどのように考えさせられましたのですが、中村参考人のお話になりましたようなことがあるということ、を、私ほんとうに直観いたしました。そうした中で、いま一番問題になつて

おりますのは、地方条例ではまちまちで困るから本法の中に入れてほしいという、こういうお話がございました。そこで、五島参考人に伺ひますが、五島参考人がおつしやいました中に、現状は放置できないたくさんの実情がある中で、適切な措置が大事だと、こうおつしやられたわけですが、それによつて、いま法との関係を、どのようにお考えになつていらつしやるのでしょうか。もしお考えがございましたらお聞かせください。

○参考人(五島貞次君) いまの御質問は、今度の風俗営業の改正との関連でございしますか。

○千葉千代世君 いまの風俗営業の改正には、トルコ等のことには全然触れておりません。中村参考人から、本法にこれからでも直して入れてほしいという御意見があつたわけですが、あなただけの御意見の中には現状は放置できない、適切な処置を考えてほしいということもございしましたので、法との関係についてどうしたらいいとお考えになつていらつしやいますか、御意見がございましたらお聞かせください。

○参考人(五島貞次君) 深夜喫茶の問題でございしますね。

○参考人(五島貞次君) 深夜喫茶の問題につきましても、私は十八才未満の者を一定の時刻までは入れない、入ることを認めるという点に多少疑念がございまして——と申しますのは、先ほども申し上げましたように、たとえばその一定の時間、この深夜営業をかりに十二時なら十二時で一切あつた営業を認めない、しかし十二時までは入れ

るといふ場合に、かりにそれでは十五才あるいは十四才の少女がそういう場所に入つていた場合に、これに対して全然規制できないというように、私今度の法律を解釈しておるのでございまして。その点に疑問を持つておられるというわけでございます。

○参考人(五島貞次君) 深夜喫茶の問題でございしますね。

○参考人(五島貞次君) 深夜喫茶の問題につきましても、私は十八才未満の者を一定の時刻までは入れない、入ることを認めるという点に多少疑念がございまして——と申しますのは、先ほども申し上げましたように、たとえばその一定の時間、この深夜営業をかりに十二時なら十二時で一切あつた営業を認めない、しかし十二時までは入れ

例やなんかでなくて、法で規制しなければ許可基準は直らないというお考えなんではないかと。

○参考人(斎藤頼夫君) ごもつともです。

○市川房枝君 堀切先生に伺ひたいのですが、堀切先生は東京都の公安委員長でおいでになります。今度の風俗営業等取締法の一部改正案の中で、政府側は、新聞などで今度深夜喫茶は禁止されるのだと、こう盛んにおつしやつておられますが、法案を見まするとは書いてない。全部地方条例によつて深夜の飲食店営業の場所、時間等を規制、制限することができると、こうなつておられるのです。そこで、この法律がかりに参議院を通り、衆議院を通りまして法律になつた場合に、東京においては東京都議会がこの東京市内における深夜喫茶を、場所を指定して禁止するといひますが、そういうことを条例で定めていたか、あるいは、実際問題として深夜喫茶はなくなつた。そこで先生、東京都の公安委員長として東京都の都議会は、この深夜喫茶についてどんなふうな規制をなさるか、どの辺を禁止なさるかというふうなことについて、何かお聞きになつておられますか、あるいは先生としておつしやりやくいひかもしれませんけれども、私も、その辺はたいへん心配しているのですが、いかがでございますか。

○参考人(堀切善次郎君) お答え申し上げます。条例でこの法律に規定してありますようないろいろなことをきめることにはなりますが、その準備をいま警視庁でやつております。いろいろ

やつてはおりますが、まだむろん法律も通りませんから最終的にはきまりませんが、この法律が通過いたしましたれば、その趣旨に従つて条例の案を警視庁で立てまして、都議会のほうに提出していただくような手続をとるつもりでおりますが、その詳細な内容は目下熱心に検討中でありまして、まだ確定的には申し上げられません。

○市川房枝君 そうすると、公安委員会といひますが、警視庁のほうで条例の案をおつくりになつてお出しになる。こういうことでございますか。

○参考人(堀切善次郎君) そうでございます。

○市川房枝君 そうしますと、東京都の条例の中で、はたして東京都全域内の深夜喫茶が禁止されるのか、あるいは二十三区内だけの深夜喫茶が禁止されるのか、あるいは二十三区の中でも非常に弊害のはなはだしいといわれ

る新宿あるいは池袋、渋谷といったような警察署の管内だけが禁止されるのかということが、まだはっきりしないわけでございますか。

○参考人(堀切善次郎君) まだはっきりいたしません。大体はやはり二十三区内は規制しなくちやなるまいというふうな考えをもつて進んでおります。そのほかの地方につきましても、どの市を入れるかというふうなことが問題になると思ひますが、研究中でございます。

○市川房枝君 まあ二十三区内は大体禁止すると、しかし都内のそのほかの市及び町村はまだ研究中だということでございますが、もし二十三区だけ禁止して、都内の市は許すということになりますと、今度はその市の深夜喫茶

店というものは深夜も営業する。そっち側が繁盛するということが当然なところだ。今度、町村のほうへ移動して、そこがまた繁盛するということになる。ところが、そういう点で東京は、今お話しするように少なくとも二十三区だけは禁止するということだ。警視庁のほうで、おきまりになつておるとしても、私、全国のはかの都市、大都市というか、府県なんかで、そのどこを禁止して、ださるのか、結局はその各都道府県の警察といひますか、公安委員会、あるいはその議会——最終的には議会が御決定になるのでございまして、はなはだ心配だといひますか、はたして政府御自身が深夜喫茶の弊害を除去して、青少年の非行化の温床である深夜喫茶を禁止をする、こうおっしゃる趣旨も私は届かないことになるんじゃないか。そこで、さつき中村さんがおっしゃいましたが、これをむしろ、そのものずばりと、深夜喫茶を禁止するということが法の中で規定していただければ安心ができるわけなんですけれども、先生、御意見いかがでございましょうか。

○参考人(堀切善次郎君) やはり各地方に、それぞれ実情の違つたところがあると思ひます。東京都と、いなかのほうの青森県、山形県あたりとは、また非常に事情の違つたところがあると思ひますから、この各府県の条例で定めるということにも十分な理由があるんじゃないかと思ひます。東京都につきましても、まだ、いま申し上げましたように研究中でありまして、きまつてはおりませんが、二十三区内を規制するといひまして、そのほかのと

ころは規制しないというわけにもいかないと思ひますし、そうかといひて、西多摩、南多摩のほうの村までもこれに入れる必要があるかどうかという点も、十分にこれは研究して、必要があると思ひて、慎重に研究して、ある次第であります。

○市川房枝君 いまの、その地方によつて事情が違ふという御意見、一応ごもっともにも思ひますけれども、ただ私も心配するのは、地方の議会に對しては、いろいろな、いわゆる業者の方たちはもちろん反対でありまして、それから、政治的な圧力といひますか、そういうものが相当強く加わるのではないか。したがつて、いまほんとうに必要であるところも条例で禁止することが必ずしもできないのじゃないかという心配を実はしている一人でございますが、五島参考人、この問題は何かがお考えか、ちよつと御意見を伺いたしと思ひます。

○参考人(五島貞次君) 私も、いま堀切参考人がおっしゃつたように、やはり東京の場合でも、これはたとへば二十三区と、それからまあ郡部の市町村、これはやはり実情が非常に違ひまして、いまおっしゃつたように、たとへば二十三区で禁止しても、そうすれば規制のない郡部の市町村に行くであらうという御心配、私もまことに、もつともだと思ひますが、しかし、いま、当面打つべき手としては、やはり現に弊害が出ている地域をまずやつて、そうして、そのあとで、まあ若干その後の情勢を見まして、またそれが郡部のほうへどんどんとふえていくというふうな事態になりましたら、これは必ずしも、なるかならな

いかはわからないと思ひますが、かりになりました場合には、そのときに、また手を打つということではないかと思ひます。

○市川房枝君 五島参考人の最初のお話のときに、深夜喫茶を今度一応禁止しますね、そうすると、そういうところを利用してはいた暴力団といひますか、チンピラといひますか、そういうのが今度は根城をほかに変えるだろう。そういうことが想像される。一体それはどこへ行くのか、どういふふうによつていくかといふことを、幾らか心配されておられますけれども、それはどうお考えになりますか。

○参考人(五島貞次君) 私は、先ほどちよつと申し上げましたボーリング場でございまして、ボーリング場といひましても、どうもただボーリングをやめるだけの場所といふのではなくて、その中にたとへば喫茶店をつくるというふうなことになるかと、さしあたり、その営業時間がかかりに夜の三時というふうな場合には、そこらあたりにまあ一応考えられる場所ではないかという気がいたします。

それからもう一つ、ちよつと御質問の直接のお答えになるかどうかかわかりませんが、私、考えが少し違つておりました、ある現実に弊害が起つておるある場所を規制して、そこに青少年が行けないようにすれば、今度は何か新しい場所を探していくのではないかと、そういう見方は非常に有力なわけでございますけれども、私は先ほど申し上げましたように、結局青少年のエネルギーといふものは、いい方向に向かうか、悪い方向に向かうかといふ二つの方向がございま

して、悪い方向へ向かうとするエネルギーがありましたならば、一つの場所をつぶしましても何かまた新しい場所に行くであらうといふことは、当然考えられるのでありますけれども、私はやはり今の青少年が一体何を求めているのか。それは国なり社会なり、一般のおとなに對して何を求めているかといふことを、よくわれわれが反省いたしまして、今の青少年がそのエネルギーを民族なり国の繁榮のために、同時に自分の人格を完成するために——この両方が一つの線に合致したしまして、そこにもつていって若い人たちがそのエネルギーを一ぱいに發揮できるという方向へあらゆる制度——

これは単に風俗営業といふような、そういう一部の問題ではなくて、教育問題にいたしまして、あるいは就職の問題にいたしまして、あらゆる制度におきまして、そういう若い人たちのエネルギーを健全な方向に向けていくという、そういう基本線をもう一度よく確認いたしまして、あらゆる面に、これは決して一部の人がいかに努力いたしまして、どうにもなりませんので、あらゆる分野のおとなの人がそういう考え方の基調の上に立つて、青少年を指導していく責任があるのではないかと。そのように基本的には考えております。

○市川房枝君 いまの五島参考人の御意見、私も非常に同感でございますが、青少年にあまり感心しない、そういう施設を許しておいて、行っちゃいかんなどということは、むごい話なんです。むしろ、そういうところは締めつけてしまつて、そして青少年を、お話をしようとするに本人のためにも、

国のためにもなるほうへ向けていくといふことのために、あらゆる施設なり、いろいろな考えなければならぬ。私もさつき五島参考人、ボーリングがたいへん心配だとおっしゃつておりましたが、私もボーリングを見に行つたり、あるいはいろいろな陳情を伺つたりして、どうしたつて、あれは健全なスポーツなんかとは言えないのであつて、取り締まりがぜひ必要だと思ひますが、あれを風俗営業に入れるのはちよつと筋が違つてゐるのではないかと。やはり別個にボーリングを一つの健全なスポーツならスポーツとするよ

うな法律的な規制が必要ではないか。それには日本のボーリングは高過ぎて子供たちにはとても行かれない。そういうことによつて、かえつて悪の道を行くことにもなるので、値段の規制あるいは時間の規制等も加えた別個の法律が必要ではないかと思ひますが、いかがですか。

○参考人(五島貞次君) ちよつと私、お答えする自信はないのですけれども、実はさきより私、警視庁のある方から伺つたんですが、以前は大体夜明けの三時まで——東京都内に十何カ所ございまして、三時まで営業をやつておられた。しかも、その入場者の三割が未成年者であるといふことで、警察でも、これはやはり放置できないといふことで、一応協力を要請されたといふことです。その結果、日曜と、祭日の前日でございますね、前日だけを三時までにして、あとは十二時ということにされてゐるということでございますが、何か一カ所か二カ所まだやはり三時までやつておられる

というお話ですが、私は、やはりこれも、いかにボーリングがおもしろいかにたししても、夜中の三時までという営業があつていいのかどうかという点に非常に疑問を持っているわけですが。したがって、さしあたりは、時間的にこれらもう、ますますこれを法律で規制するというところまでいかなくとも、やはり行政的な指導によつて、これは業者の方とのいろいろ話し合いもありましょう、そういう指導的な面で、この時間をもう少し上へ繰り上げ、同時に未成年者がそういう場所にある一定の時間——たとえばこれは何時がよろしいでしょうか、ちよつといますと答えてきませんけれども、たとえば十一時とか十時とか、いろいろ時間はありましようけれども、未成年者の入場を時間的に規制するという、そういう漸進的なやり方で一応成果をみた上で、しかもそれでまだどうにもならないという場合には、やはり新しい方法を考えるべきではないか、まあそういうふうな考えておられます。

○市川房枝君 喫茶業の連合会の会長さんにちよつと伺います。さつきお話のあった、望ましからざる喫茶店の経営者といふものは、そういう人たちの組合といふものはございますか。

○参考人(斎藤順夫君) それは大体外人がまあ多いようでございますが、そういうものはどうしても規模が大きいです。総合的あるいは法人的といふか、そういう同士の結合があるようでございます。ただ私たちのような、こういうふうな団体はないと思ひます。ですから、みんなばらばらでございます。これは、えてして、もとキヤバレーを経営したとか、そういうふう

ななまめかしいほうの経営者がいろいろ法的な穴を考へて寄つてくるというものです。か、営業をしていてという方が大抵多数のように思ひます。もとからそういう正当な、純真な考え方で経営している方とはちよつと違います。そういう意味で業者でも、なかなかそういう人たちは入れたくないという考えをこつちでもみんな持つております。ですから、この環境衛生同業組合の法律が国会を通過したときに、国会はそういう業者も入れなくちゃならないのじゃないかといふ常識論も一応伺われましたが、まずその手前に、和が保てないといふことと、営業を指導していかないといふことで一応そういう常識的な営業を営めないことがわかつておりますので、われわれの組合では、入れることよりも呼びかけることをちよつとよし、また暗黙裏に入れないといふ、組合の各支部支部でははまづいからといふので、理事会にかけますと大体そういう人たちは落ちてしまふ。向こうも、しいて入れてくれとは言わないといふことで今日に及んでおりますが、最近池袋、新宿では、どうかこちらへ入れていただきたい、そういう組合が池袋で組合をつくりつつあります。これを池袋の私のほうでやはり監視本庁にお願いして、これを私のほうの正しい組合と一緒にしては困る——また正しい組合をそれに引きずり込むような運動まで池袋ではしております。そうすれば自分たちがカムフラージュできるという考え方を持つてくるようです。これに私、支部から質問がございましたので、一応その人たちのところに参りまして、こつちの組合はこうだといふことを話しました。

ら、よく納得したようですが、そのすぐ直後私と話し合いがついたというようなことを活版で刷りまして、いかにも団体に入れるようなことに地方には配布したようで、非常に私も残念に思つております。ただ私は人となりとして営業なりを説明しまして、こちらの組合はほんとうの正しい組合だ、それがこつちのモットーであるから、いかがわしい考えではとうていだめだといふことをお説きに参つた、そういう実情です。ですから、一、二こういう規制を警察庁でやるということが耳に入っているから、うろろろ動き出して結成して入るようになり、私のほうでこういう問題に対する協議会を開きまして、それが組合に連れてこられて、まじつて入つてくるというふうな傾向に今なつております。これがいわゆる悪の温床と私たち組合員自体も認めております。こういうことは、これは同伴席だとか——私もそういうことは知らなくて、業者に引張られて新宿を視察したところ、なるほど同伴席を設けてありました。そういうのは私たちの業界とは全然相反しておりますし、もともと性格的に違ふ業種が考えられておるのであります。そのためにどうしても一緒にはなれない。これをいろいろ警察庁の志村保安課長から、入れて指導したらどうかといふおことばがありまして、入れてくれと言われたときには、法律では入れなければならぬじゃないか、環境衛生組合は一部道府県に一つしかできないから、こういう考え方から、許可したならば入れなくてはならぬかなと——ただし業態、営業の性質が違ふので、私のほうは喫茶店でもコーヒー、

パン、ケーキ、もち菓子売るのが主体であつて、今日では婦女子をなるといふ使われないような傾向に持つていておられます。婦女子はなかなか高く使いきれないので、だんだん男のほうに意味で、そういういかばかりか考え方が一致しないので、一応入れないとは言われないが、各支部がなかなか和合しませんので、支部の理事会を通過しないのが多いのです。たまたまそつちのほうの業種が私のほうの組合員をそのかして、こつちにも入れといつて、最近ではそういう団体を——これはやつてもできないと思ひますが、そういう動きはあります。知らないから、まあ顔を持つてこられたから入つたが、これはしょうがないのだ、義理で入つただけだといふのが、まあ全支部で十名程度、この間支部から申告がございました。これも早晩抜けなくちゃいけないといふふうな持つていつております。

○市川房枝君 まあ今度のこの法律が通りまして、そうして条例ができる、いわゆる深夜喫茶は、少なくとも二十三区では、さきの公安委員長のお話のように十一時以後禁止されるということになるわけですね。いまの望ましからざる喫茶店といふものは、いよいよ同伴席などを置いていけるようなのは、深夜はないけれども、今度は十一時までは暗い同伴席といふものを設けて営業を継続していくといふことにおいて、やはり青少年に与える悪影響といふものは続いていくわけですね。

○参考人(斎藤順夫君) それは、そういう方たちは何か法の盲点々々を突いていくといふことをずっと続けてきておりますから、私は何か考え出すと思ひます。こういう方たちは数でいいますと大差はないのですが、規模が大きいのでございまして、非常に世の中の世論から目ざとく感じられます。ですから、組合などに入つて経営の研究をしようとか、商法の研究をしようとか、資金のあつせんを願おうとかいふ考えは持つておりません。一人で三種の人間の結合であるから——そして経営の盲点をついていく業者だ、これは私たち業者とキヤバレー、バー、この間を縫つて歩いている業者だと思ひます。これはどちらにも所屬しない業者だと思ひます。しいて言うならば、キヤバレーから変じてきたと言つても過言ではないといふ気がいたします。

○市川房枝君 キヤバレーなんかでしから、これは風俗営業として警察の取り締まりのもとにあるわけですね。しかしキヤバレーではない、やはり喫茶店といふことであれば、所管は保健所ですね。保健所の監督を受けるわけなんです、あなた方ももちろん保健所のわけですけれども、そういう喫茶店もやはり保健所でございますしうね。

○参考人(斎藤順夫君) ごもつともでございます。喫茶といふ営業は簡単に届出制度で済んでおりますから、そういう法の盲点を考えることに妙を得ていふ連中ですから、キヤバレー、バーがひまになつてくれば喫茶店に切りかえて、そして法に穴があるところをねらつて、喫茶店のようにカムフラージュしながら、その実はキヤバレー類の営業をしているというふうな結果

いう方たちは何か法の盲点々々を突いていくといふことをずっと続けてきておりますから、私は何か考え出すと思ひます。こういう方たちは数でいいますと大差はないのですが、規模が大きいのでございまして、非常に世の中の世論から目ざとく感じられます。ですから、組合などに入つて経営の研究をしようとか、商法の研究をしようとか、資金のあつせんを願おうとかいふ考えは持つておりません。一人で三種の人間の結合であるから——そして経営の盲点をついていく業者だ、これは私たち業者とキヤバレー、バー、この間を縫つて歩いている業者だと思ひます。これはどちらにも所屬しない業者だと思ひます。しいて言うならば、キヤバレーから変じてきたと言つても過言ではないといふ気がいたします。

になります。ですから、どこまでも女というなまめかしいところに盲点がいつていると思います。ですから、コーヒーでも高うございまして、私らの考えでは想像もつかない百五十円、二百円の高いコーヒーをあえて売っても差しかえないし、またコーヒーを飲みに行くお客を引っ張ろうという考えの——お客をお客とは考えておりません。いわばほかのほうへポイントがいつて、ただコーヒーはつけ足してありますから、われわれ業者では受け入れられないというところでございます。

○市川房枝君 さつきお話しのように、環境衛生法によれば、やはりアウトサイダーをあまり認めない、やはり一つの組合をつくらなければなりませんね。ところが、いま、それは望ましくないから入れたくないという御意見ですが、しかし監督者のほうからいえば、法に従ってやはり入れなくちゃならぬというわけですね。それはまあ保健所といいますが、厚生省関係のほうも、あなたの方のそういうやり方に対しては別に異議は言っていないのですか。これは認めておりますか。

○参考人(斎藤順夫君) それは厚生省並びに、東京都でいいますと衛生局あたりでも、何か問題が起きたときに困るから、環境衛生法は法文で一方所一団体しか認めていないから、なるべく入れるようにしていただきたいという申し出はございます。しかし、実際において、環境衛生法では御承知のとおり調理士——日本の料飲業界で私たちの団体だけがこの法に基づいて調理士の試験をし、その資格を持っている、こういうのは私たちの団体一つしかありません。あとは全部、ほかの業種は

そういう資格を持っておりません。そういう意味で、キャバレーのほうからなど流れてくるもの、こういうのは厚生省の方にもアウトサイドです。ですから、どうしても性格的にお金をもうけるのに手段を選ばないという人間が多いのです。ですから、われわれの組合では、法律はそういう一本になっていくけれども、どうしても入れていくということが各支部で摩擦の種になりますし、たとえば従業員を引き抜くなどということは平気でやりますし、たとえばそういうふうにものを売って利潤をもうけるというよりも、何か盲点で金をもうけるというほうが重点であるために、喫茶店というのは看板だけでして、内容は全然違ふのです、考え方が。ですから、厚生省の局長が幾ら申されても、なかなかわれわれ業者がそれを受け入れられないという立場になつていますが、こういう問題が起きてきたために、いつでも正しい業者が汚名をかぶって、ああいう寄生虫的存在の業者のために——もうそういう連中はいまからもう次の法の盲点を研究しております。たとえば、それならば主食を売る何かをしようじゃないか、主食を売るならば喫茶店の何からがれる、喫茶店がやかましくなれば、今度は主食のほうの何かをやるというので、もうすでに主食をどういう方向で売るかということを考えております。そういうふうで、すでに、こつちがやかましくなればそつちへ行くと、こういうのが数軒軒東京都内にあります。これがいま一番われわれ業者も困つていますし、その汚名をわれわれ業者がいましょつて立っているわけですから、まあ隣にいらつしやる毎

日新聞の方も、また研究が少し足りないようでございます。業界の研究が。ですから、この点もまあ少し研究していただきたい。この点を何らかの方法と申ししても、どうもあれはくさいじゃないか——私の支部では淀橋支部、あそこが一番難点でございます。二百軒の支部員が、もう最近ではかたきのような立場になることが往々にして起きているのです。というのは、この深夜喫茶で、一応町会としてはつき合ひがあるが、業界としてはつき合ひがない。あいつは少しコウモリ的な営業をしていて、あれは入れてはいけな。こうなつてきますと、どうも私のほうの組合に入つて運動もしてみたいというふうで、私は今日この問題が起きましたも、正式に運動を開始するということは、いままで押えておつたのです、絶対いかに。正しいわれわれの営業が青少年育成のためにどういふに法文化されようとも当然で、それは甘んじて受けるべきだという考えから、いろいろやはり警視庁、公安委員会から漏れ承ると、今回の法令で、都条例は徹底的にやかましくなる、けつこうな話であるという考え方で来ましたが、こゝまでまいりますと、世論に対して——このいかにわし、営業者のために、われわれ正しい業者が深夜喫茶である、その深夜喫茶といふものも、十一時までを大體昼の営業時間とみなす、あとの一時間で、十二時に締まっても深夜喫茶の仲間に入るのではありません。これは非常に遺憾に思つております。ですから深夜喫茶のほうは、それから先まだ続けますが、そのあとの一時間、十二時まで営業し

ても深夜喫茶に包含されるということが、大多數の業者の頭痛の種になつております。ですから、そういういかにわしい業者は何業であるか、いまのところどこへ所属するか、組合がないのであります。

○市川房枝君 ありがとうございまして。増谷さんにちよつと一つだけ伺います。中央青少年問題協議会で、ボーリングが問題になったことがございいますか。あるいは、なつたとしたらどんなふうな問題のなり方でございいますか。

○参考人(増谷達之助君) ボーリングの問題は、特に取り上げられたことはございしません。ただ私も個人といたしまして、市川先生たしかあそこの探訪記を御発表になつております。あれを拝見したところによると、決して青少年にとつては健全な場所ではない。あそこに行くために相当な経費を使う、その経費が不足すれば、窃盗もやる、強盗もやる、自動車強盗もやるというふうな、そういうあぶない場所だといふことは、私も考えております。何かがそれに対して、ボーリングといふのは本来非常に健康な運動だと私は思つておるのでございます。ですから、あれをどこまでもスポーツ場としてやつていくように行政指導なり、あるいは規定を設けるなりというようにしていただければいいと思ひますけれども、先ほど申しましたように深夜喫茶から——とにかく風俗営業から十八歳未満の青少年は全部締め出されるといふことになつていふと、案外そういうものの中からボーリングに入り込んで、そしてそこの喫茶店にたむろして、何かたくらむというふうな危

険があるのではないかとすることは考へております。中青協としては、特にそれが取り上げられて議題になつたというようには私記憶しておりません。

○市川房枝君 さつき五島参考人から、ボーリングが問題になつていふお話がありましたが、私はボーリングがやはり非常に問題だと思つてゐるのです。それでこれはすばらしい勢いで伸びて、ふえてゐるのです。しかも大資本、何億円という大資本でこれが伸びています。そして値段は非常に高いんです。きょうもあるところでお聞きしましたら、ボーリングの国産品が今度できるよになつて、そうすると一レーンが外国から買つてと五百万円ぐらいだけれども百万円ぐらゐ安くできる、そして外貨も要らないし、アフターサービスもできるし、どんなふうなのかがふえるだろうと言ふのです。そうすると、国産品でそれだけ安くできれば、ゲームも少し安くなつていいわけですねといひましたら、その一ゲーム二百五十円といふことはあれは一つの協定であつて、それは下げられない、まあ、お昼間の学生たちなんかであれば幾らか割引をして、そこで値がぐずれてくるんだけれども、これは下げないと言ひます。それで、やはり資本は三年で減価償却できるのだ、こゝおつしやる。それから税金は、あれは入場料といふのは取つていないわけですね。それで一レーンについて、月に税金が二万円だと、こゝう言うのですけれども、一体入場料を全然取らないといひますか、そういうところにも問題があると思ふのです。それからいま行政指導をしてゐるのですけれども、この行政指導といふの

でも深夜喫茶に包含されるということが、大多數の業者の頭痛の種になつております。ですから、そういういかにわしい業者は何業であるか、いまのところどこへ所属するか、組合がないのであります。

○市川房枝君 さつき五島参考人から、ボーリングが問題になつていふお話がありましたが、私はボーリングがやはり非常に問題だと思つてゐるのです。それでこれはすばらしい勢いで伸びて、ふえてゐるのです。しかも大資本、何億円という大資本でこれが伸びています。そして値段は非常に高いんです。きょうもあるところでお聞きしましたら、ボーリングの国産品が今度できるよになつて、そうすると一レーンが外国から買つてと五百万円ぐらいだけれども百万円ぐらゐ安くできる、そして外貨も要らないし、アフターサービスもできるし、どんなふうなのかがふえるだろうと言ふのです。そうすると、国産品でそれだけ安くできれば、ゲームも少し安くなつていいわけですねといひましたら、その一ゲーム二百五十円といふことはあれは一つの協定であつて、それは下げられない、まあ、お昼間の学生たちなんかであれば幾らか割引をして、そこで値がぐずれてくるんだけれども、これは下げないと言ひます。それで、やはり資本は三年で減価償却できるのだ、こゝおつしやる。それから税金は、あれは入場料といふのは取つていないわけですね。それで一レーンについて、月に税金が二万円だと、こゝう言うのですけれども、一体入場料を全然取らないといひますか、そういうところにも問題があると思ふのです。それからいま行政指導をしてゐるのですけれども、この行政指導といふの

でも深夜喫茶に包含されるということが、大多數の業者の頭痛の種になつております。ですから、そういういかにわしい業者は何業であるか、いまのところどこへ所属するか、組合がないのであります。

でも深夜喫茶に包含されるということが、大多數の業者の頭痛の種になつております。ですから、そういういかにわしい業者は何業であるか、いまのところどこへ所属するか、組合がないのであります。

は、法律がないから、行政指導よりほかにしようがないわけでは、これは私も見に行つたところでは、それは午前三時までやつてゐるのであつて、しかもボーリング場の三時とか十二時とかいうのは、あやしいもので、受付を三時までと入つたら朝まで、やるわけなん、時間の規定なんというの、私、やはりちよつと簡単に安心できないし、やはりまあ法の規制が必要だと思ふ。まあ、様子を見ていて、こう警察当局はおつしやつておられますけれども、さて、いつまで様子をごらんになりますか、やはり先の見通しもつて、これが青少年のために非常によくはないというこゝとであれば、できるだけ早く私はやはり手をつけて、そうして被害を少なくするというのが必要じゃないかと思ひます。中央青少年問題協議会は政府の機関で、有力な方たちがメンバーにおなりになつていますし、私は、あそこでもまだこれが問題になつていないというのは、少しふしぎに思ふのです。ぜひひとつ、これは問題にして取り上げていただいて、そうして何らかの問題について手を打つようにといひますか、ひとつ、お骨折りを願ひたいと、私はお願い申し上げておきます。

○参考人(増谷達之輔君) いまの市川先生のお話、私、中央青少年問題協議会の委員会が開かれたときに、そのとおりに伝えたいと思ひます。
○委員長(竹中恒夫君) ほかに、参考人の方に対する御質疑はございませぬか。
〔なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(竹中恒夫君) それでは、これにて終了したいと存じます。

参考人の方に一言御礼のあいさつを申し上げます。

本日は長時間にわたりまして、きつめて貴重な御意見を詳細にお聞かせいただきました。まことにありがとうございます。当委員会の審査のためにきつめて有益な御意見を伺いましたことを、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

午後三時二十四分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、公給領収証使用義務制廃止に関する請願(第五〇号)(第六三五号)(第六三六号)(第六四五号)
一、バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願(第五五号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第六四三号)(第六四四号)
一、大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願(第六四二号)

第五〇号 昭和三十九年二月七日受理

公給領収証使用義務制廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢五ノ一八ノ一〇号 長谷川幸保

紹介議員 黒川 武雄君

料理飲食等消費税徴収に際しての公給領収証使用義務制を廃止し、明朗で合理的な徴税方式を確立するよう、地方税法を左記のとおり改正せられたいと

の請願。

一、第百二十九条第一項(公給領収証規定)

同条 第二項(罰則規定)

前二項の全面削除並びにこれに伴う附属規定の改正。

二、第百六条(料理飲食等消費税に係る徴税吏員の質問検査権)の全面削除。

理由

一、公給領収証使用義務制は、料飲業者だけに強要される制度で、法の前に平等であるべき国民の基本的権利を侵し、憲法の精神に違反する。

二、この制度は業者の犠牲によつて存続されている。

(1) 当局は、煩雑困難な料飲税徴収の仕事放棄し、一方的に業者に押しつけているが、これは責任転嫁である。

(2) 業者は、公給領収証の作成、交付のため、専門の会計係を雇つてゐるが、終業時などにはまったく不可能に近い作業である。これは実情を無視して無理な仕事を強要するものである。

(3) 売掛代金までその場での公給領収証の作成、保管を義務づけられ、代金回収不能の際は税を立替納付しなければならず、さらに徴税吏員の質問検査権の規定によつて脱税容疑者又はその常習者扱いにされているが、これらは当業界だけに行なわれている不当な処遇である。

三、国会、政府でも、この制度には重大な欠陥、憲法上の疑義があるとしてゐるにもかかわらず、今日に至るまでその改廃が実現しないことは、

はなはだ遺憾である。

(1) 昭和三十年七月制定の際、衆議院で、義務制は憲法違反の疑いがあり、全廃すべきであるとして政府原案を修正し参議院に送付したが、参議院は政府原案どおりに再修正可決し衆議院に回付した。会期終了一日前のことで、他の重要法案と一括上程され成立した。

(2) 昭和三十一年四月六日、衆議院で地方税法改正の際、「遊興飲食税につき再検討を加え、特に公給領収証の使用義務制については実情にかんがみ、改廃の措置を講ずるよう、次の国会に改正法案を提出されたい」との附帯決議が行なわれた。

(3) 昭和三十一年四月二十三日、本院でも同様附帯決議を附し地方税法改正案を可決した。

(4) 昭和三十三年五月十日、この制度の廃止が閣議決定され、政府提案により衆議院に提出され、地方行政委員会でも審議されたが、会期切れのため、審議未了となつた。

第六三五号 昭和三十九年二月十三日受理

公給領収証使用義務制廃止に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九〇二 小金井秀春

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第六三六号 昭和三十九年二月十三日受理

請願

請願者 北海道函館市松風町 二 住吉幸衛

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第六四五号 昭和三十九年二月十三日受理

公給領収証使用義務制廃止に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ六グレイス内 村松政雄

紹介議員 石谷 憲男君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第五五一号 昭和三十九年二月七日受理

バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合 連合会内 久間瀬巳之助

紹介議員 安井 謙君

バーは風俗営業等取締法並びに同地方条例により、カフェー及び簡易料理店に区分規制されている。既に諸法規においてはバー業種が明確に認められてゐるにもかかわらず、ひとり風俗営業法、同取締条例のみこれを認めないのは適当でないから、バーの独立規制に関する法的措置を取られたい。更に、バーは都道府県条例により営業時間が主として午後十一時までと制限されてゐる。類似の他業種には午後十一時三十分までを許容し、バーに限り差別的

取扱いをするには不平等であるから、バーの営業時間を午後十二時までとせられたいとの請願。

理由
一、営業許可名称の改正並びにバー業種の法的独立規制について

バーは現行の法及び条例により、カフェー簡易料理店の名称によつて区分規制されているが、その区分規制にはなんらの根拠もなく非常にあいまいである。洋風の設備を有し、主として洋酒を販売する同種の店舗を、たんに面積の大小のみでカフェー簡易料理店と区分しており、簡易料理店の中には、異業種である和風の店舗も包含されているため、許可事務を担当する取締り当局においてさえ和洋区分の実数掌握に常に困難を感じているのが実情である。このように同一の業種でありながら、他の業種と混同した名称で許可されている営業は他にその類を見ない。従つて同業組合が組織されているにもかかわらず、未加入業者の数が多く、これら未加入業者の違反件数が組合加入業者と比較して非常に高率を示していることは取締り当局の統計にも歴然と示されている。業者の団体である全国バー同業組合連合会においては、これら未加入業者を組織に吸収、環境を浄化し、違反行為の絶滅を期するため、「環境衛生同業組合」の結成を目指しているが、前記のように一部業者が根拠なく他業種と混同されているため、活動に多大の支障をきたしている。

二、バーの営業時間の変更について
バーは法並びに条例により、その営業時間が午後十一時までと制限され

ているが、これは非常に不平等である。飲樂的ふんい気の充満する遊興を目的とした他の業種に午後十一時三十分までゆるし、成人のみを対象に、大衆が一日の渴をいやし、明日へのエネルギーを養う安価ないこいの場であるバーが、規模の大小のみで差別的取扱ひを受けていることは納得できない。何よりも強調したいことは、バーは成人のみを顧客の対象としていることである。

第五五二号 昭和三十九年二月七日受理

バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合
連合会内 本田実男外一名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第五五三号 昭和三十九年二月七日受理

バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合
連合会内 堀井理作外一名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第五五四号 昭和三十九年二月七日受理
バー業種の法的独立規制並びに営業時

間延長に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合
連合会内 安井常雄外一名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第五五五号 昭和三十九年二月七日受理

バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合
連合会内 菊地勝男外一名

紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第五五六号 昭和三十九年二月七日受理

バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合
連合会内 藤村春夫外一名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第五五七号 昭和三十九年二月七日受理
バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合

連合会内 木村定市外一名
紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第六四三三号 昭和三十九年二月十三日受理

バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合
連合会内 安田与一外一名

紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第六四四四号 昭和三十九年二月十三日受理

バー業種の法的独立規制並びに営業時間延長に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ二全国バー同業組合
連合会内 安田実外一名

紹介議員 鈴木 一司君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第六四二二号 昭和三十九年二月十三日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 東京都中央区八重州三ノ一 鈴木守外六名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

昭和三十九年三月四日印刷

昭和三十九年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局